

高齢者犯罪の抑制に向けて¹

コミュニティ・デザインからのアプローチ

明治大学 加藤久和研究会 行政分科会

岸良 征洸 田村 康祐 田淵 実那美 中野 佳織

2014年11月

¹ 本稿は、2014年12月13日、12月14日に開催される、ISFJ日本政策学生会議「政策フォーラム2014」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、加藤久和教授（明治大学）、西田貴紀氏（一橋大学大学院修士課程1年）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

現在、わが国では高齢化が急速に進んでいる。高齢化が進展したことによる課題の 1 つに高齢者犯罪の増加が挙げられる。高齢者人口の増加を上回るペースで増加する高齢者犯罪には何らかの社会的要因が存在していると推察される。したがって、われわれは高齢者犯罪の要因に着目し、「高齢者が暮らしやすい安心・安全な社会」をビジョンに掲げ、研究を行った。

現在、わが国の高齢者犯罪は他世代の犯罪と比較しても、増加率・犯罪者率ともに非常に高い。したがって、われわれは「高齢者犯罪を減らす環境を創る」という問題意識を抱いた。そして、高齢者犯罪が増加している要因として高齢者が社会的に孤立しているという現状が明らかになった。したがって、本稿では高齢者の社会的孤立を解消する政策を提言する。

第 1 章では、高齢者犯罪が増加しているという現状を整理する。①高齢者人口増加率よりも高齢者検挙人員の増加率が高いこと、②他世代に比べ犯罪者率の増加が著しいこと、③高齢化が進む他国と比較しても日本の全検挙人員に占める高齢者犯罪の検挙人員の割合が高いこと、以上 3 点が明らかになった。したがって、高齢者犯罪の抑制が喫緊の課題であると考え、「高齢者犯罪を減らす環境を創る」という問題意識を持った。

第 2 章では、高齢者犯罪の要因について考察する。まず、高齢者犯罪の特徴を罪種別に見ていく。高齢者犯罪の約 74%が窃盗犯であり、窃盗犯の内、約 75%は万引きであることがわかった。次に、高齢刑法犯の過半数を占める万引きの原因をみていく。万引きの心理的背景で最も大きな割合を占めるのは「孤独」である。「所持金がない」といった経済的理由はほとんど見受けられないことから、高齢万引き犯の主たる心理的背景は孤独であることがわかった。次に、高齢万引き犯が孤独感を感じている要因についてみていく。ここでは、高齢万引き犯には①単身世帯が多いこと、②交友関係に乏しいこと、③相談できる相手がないこと、以上 3 点が明らかになった。したがって、社会的に孤立していることが原因で、高齢者は万引きを犯す傾向にあることがわかった。

第 3 章では、高齢者が社会的孤立に陥る原因をみていく。本稿では社会的孤立の定義を「家族・地域コミュニティとのつながりがほとんど、もしくは全くない状態」とした。そして、家族からの孤立として高齢者の単身世帯化に、地域コミュニティからの孤立としてつながりの希薄化についてみていく。単身世帯化については、65 歳以上の高齢者の単身世帯化の主な原因が「死別」によるものであることがわかった。つながりの希薄化では、その背景として過度なプライバシー保護や個人情報保護が存在していることがわかった。その上で、八王子市都市政策研究所が平成 22・23 年度に行ったアンケート調査より、高齢者の地域コミュニティ参加可能性について考察した。このアンケート調査は、社会的に孤立している中高年を対象としている。アンケート結果から、孤立している者でも団体活動への意欲がある者が一定割合存在していることがわかった。また、近所づきあいについても、近所づきあいをするのは当然であると答えている者が最も多い。以上から、高齢者と地域コミュニティとの間で情報共有がうまくなされれば、高齢者の社会的孤立が解消されると推察される。そして、社会的孤立が解消されれば、孤独感も解消され、犯罪の抑制に繋がると考えた。本稿の位置付けとしては、①高齢者の地域コミュニティ加入率と高齢者

犯罪の関係を都道府県別パネルデータにより実証的に明らかにすること、②刑事政策ではなく行政政策の観点から、高齢者に地域コミュニティへの加入を促す政策を提言すること、以上の2点に独自性がある。

第4章では、高齢者が地域コミュニティに加入することで高齢者犯罪が抑制されるかを実証的に明らかにする。まず、細井(2012)で行われている実証分析を紹介し、次に本稿の分析結果を示す。細井(2012)では高齢者犯罪の要因分析を行っており、その要因の1つとしてソーシャル・キャピタル指標を用いている。分析結果はソーシャル・キャピタル指標と高齢者刑法犯総数との間に負の相関があるというものであった。すなわち、ソーシャル・キャピタル指標が高まれば、高齢者犯罪が抑制されるということである。本稿では政策の効果を検証するために老人クラブ加入率を地域コミュニティの加入率の代理変数として用い、都道府県別パネルデータ分析を行った。分析結果から、地域コミュニティへの加入率を高めることで高齢者犯罪が抑制されることが明らかになった。

第5章では、分析結果を踏まえて高齢者犯罪の抑制を目的とした地域コミュニティ加入率を高めるための政策として「マイナンバー制度におけるマイ・ポータル」の活用を提言する。

高齢者の地域コミュニティ参加における現状として、「活動に魅力がない」や「地域コミュニティの情報がない」と考える高齢者が多く存在する。この現状を解決するために、われわれは「ひとりひとりのニーズに合った情報を高齢者が確実に受け取れる仕組み」の実現が必要であると考えた。

したがって、本稿では平成28年から運用が開始されるマイナンバー制度に目を向けた。マイナンバー制度とは国民ひとりひとりに12桁の番号を付し、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理するためのものである。この制度においては、平成29年よりマイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供する情報提供等記録開示システム（以下、マイ・ポータル）が稼働予定である。このシステムは、行政機関が持っている自分の特定個人情報について確認する機能や、自分の特定情報をいつ、誰が、なぜ提供したのかを確認する機能がある。そのため、年金や医療保険料、税の確定申告などの情報閲覧のために国民は必然的にマイ・ポータルを利用することとなる。

われわれは、このマイ・ポータルを用いて、市町村から各地域コミュニティの情報を流すことによって、高齢者が確実に情報を受け取れる仕組みを構築できると考えた。さらにマイ・ポータルに地域コミュニティの検索機能をつけることで、高齢者が自分のニーズに合った情報を見つけることができると考えた。

この「ニーズに合った情報を確実に受け取れる仕組み」の構築によって、地域コミュニティに参加する高齢者は増加する。これにより、高齢者犯罪の抑制というわれわれのビジョンを達成する。

(キーワード：高齢者、犯罪、社会的孤立、コミュニティ)

目次

はじめに

第1章 高齢者犯罪対策の必要性

- 第1節 増加する高齢者犯罪
- 第2節 問題意識

第2章 高齢者犯罪の要因

- 第1節 高齢者犯罪の特徴
- 第2節 なぜ高齢者は万引きをするのか？
- 第3節 社会的孤立解消の重要性

第3章 社会的孤立の原因

- 第1節 社会的孤立の原因
 - 第1項 単身世帯化
 - 第2項 つながりの希薄化
- 第2節 本稿の位置付け

第4章 分析

- 第1節 先行研究における分析
- 第2節 コミュニティ加入率が犯罪に与える影響
 - 第1項 仮説とモデルの設定
 - 第2項 分析結果

第5章 政策提言

- 第1節 コミュニティにおける現状
 - 第1項 高齢者のコミュニティ参加状況
 - 第2項 高齢者がコミュニティに加入しない原因
 - 第3項 政策の方向性
- 第2節 政策の概要
 - 第1項 マイナンバー制度の概要
 - 第2項 マイ・ポータルを活用
 - 第3項 シミュレーション
- 第3節 政策提言におけるまとめと今後の展望

先行論文・参考文献・データ出典

はじめに

現在、わが国は世界に類を見ないスピードで高齢化が進んでいる。わが国では高齢化の進行に伴って、社会保障分野で様々な問題が明らかになってきている。年金財政や医療費の増加、福祉人材の不足などが、例として挙げられる。これらの他に、高齢化に伴う問題として高齢者犯罪が挙げられる。高齢化が進展していることから、高齢者犯罪が増加するのは当然のように思われるが、実際はそうではない。高齢者犯罪の増加率は高齢者人口の増加率を上回っているのだ。つまり、高齢者犯罪の増加は高齢者人口の増加だけでは説明することが出来ず、何らかの社会的要因が存在することが示唆される。また若中年層の犯罪が横ばい・低下傾向にある中で高齢者による犯罪のみが増加していることや、高齢化が進む諸外国と比較しても高齢者の犯罪が多いことから対策の必要性が窺える。

しかし、現状は高齢者犯罪の原因があまり明らかにされておらず、有効な対策はほとんど見受けられない。今後も高齢化の進行が予測されているわが国においては、高齢者犯罪対策は喫緊の課題である。

われわれは、犯罪がなく「高齢者が暮らしやすい安心・安全な社会」というビジョンを掲げ、研究を行った。まず、高齢者犯罪の現状を把握し、なぜ高齢者犯罪が増加したのかを考察する。その後、都道府県別パネルデータ分析により、高齢者犯罪を抑制するためには高齢者の地域コミュニティへの加入を促進する必要があることを明らかにする。

上記の分析結果を踏まえ、われわれは地域コミュニティと高齢者を結びつけるために、マイナンバー制度のポータル・ページ活用による高齢者の孤立解消という政策を提言する。この政策によって、「高齢者が暮らしやすい安心・安全な社会」というわれわれのビジョンの実現を目指す。

第1章 高齢者犯罪対策の必要性

本章では第 1 節で高齢者犯罪の現状を整理し、第 2 節で本稿の問題意識について述べる。

第1節 増加する高齢者犯罪

本節では、①高齢者人口増加率よりも高齢者検挙人員の増加率が高いこと、②他世代に比べ犯罪者率の伸びが高いこと、③高齢化が進む他国と比較して日本の全検挙人員に占める高齢者犯罪の検挙人員の割合が高いこと、以上 3 点を示す。

まず、高齢者犯罪の定義をし、以後この定義に従う。

高齢者の定義については総務省「人口統計」などで一般的に用いられている「65 歳以上」の者とした。

次に、本稿で取り扱っていく犯罪の範囲について述べる。本稿では取り扱う犯罪の範囲を一般刑法犯とした。一般刑法犯とは刑法犯から交通関係業過を除いた犯罪を指す。交通関係業過とは業務上過失致死傷罪など過失の認められるものである。そのため、殺人や窃盗などとは治安に与える影響が異なるので、分けて考えられることが多い。本稿でも、これに従い一般刑法犯を犯罪の定義として用いることにした。一般刑法犯に含まれる罪種は表 1-1 の通りである。凶悪犯については法務省と警察庁で定義が異なるが、以下で取り扱う罪種別データがすべて警察庁「犯罪統計書」のものであるため、本稿では警察庁の分類に従う。

したがって、われわれは高齢者犯罪を「65 歳以上の一般刑法犯」と定義する。前述の通り、交通関係業過を除いた犯罪であることに留意されたい。

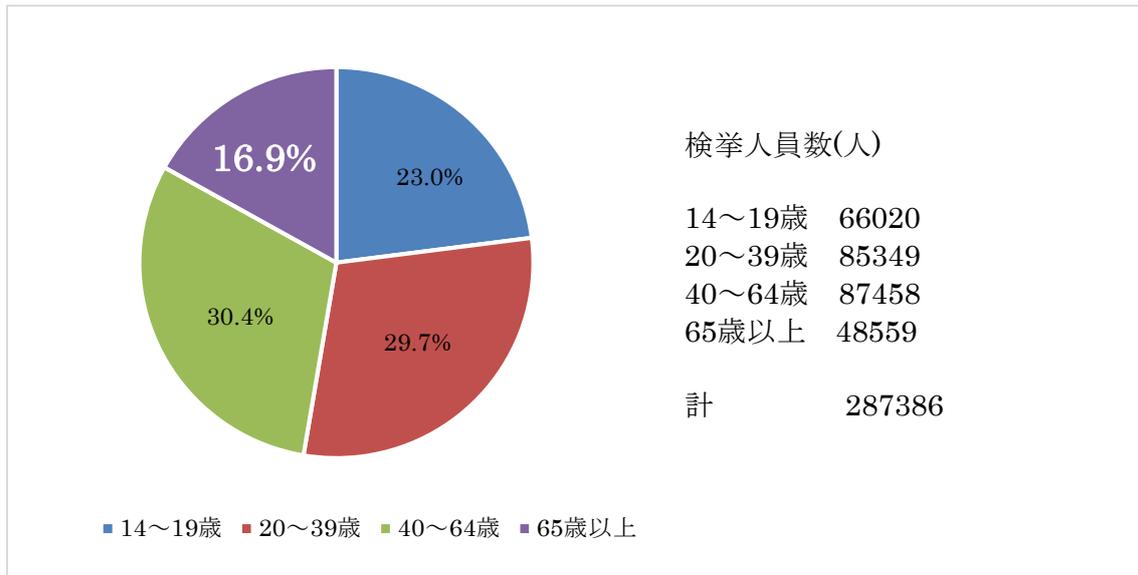
表 1-1 刑法犯 罪種 詳細表

刑法犯(交通業過は除く) 罪種 詳細表	
凶悪犯	殺人・強盗・放火・強姦
粗暴犯	暴行・傷害・脅迫・恐喝など
窃盗犯	侵入盗・非侵入盗・乗り物盗
知能犯	詐欺・横領・偽造・汚職など
風俗犯	賭博・わいせつ
その他の刑法犯	公務執行妨害・器物損壊など

出典：警察庁「犯罪統計書」より筆者作成

次に、高齢者検挙人員の割合をみていく。図 1-1 は平成 24 年の検挙人員の割合を年齢層別に示したものと、検挙人員数を示したものである。図 1-1 より、高齢者の検挙人員数は全体の 16.9%を占めていることがわかる。全検挙人員に占める割合をみると、高齢者犯罪は他世代と比較して、あまり多くないように見える。しかし、高齢者犯罪は平成に入ってから、高齢者人口の増加率を超えるペースで増えているのである。

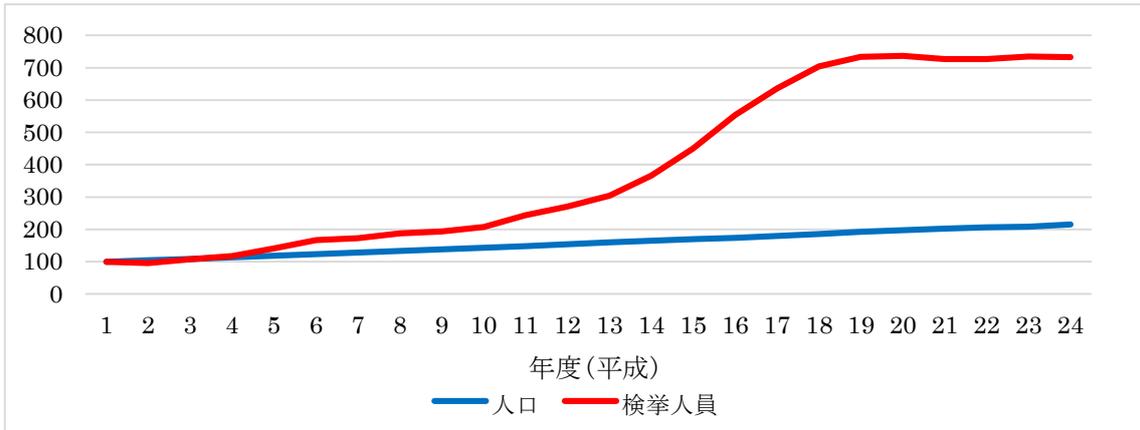
図 1-1 平成 24 年 年齢層別検挙人員の割合と検挙人員数



出典：法務省 「平成 24 年版 犯罪白書」

では、高齢者の人口と検挙人員の伸びについてみていこう。図 1-2 は高齢者人口と高齢者検挙人員数を、平成元年を 100 とした水準でみたものである。高齢者人口は平成元年度から平成 24 年度まで一貫して増加傾向にあり、平成 24 年度までに 200 あたりで推移している。一方で高齢者検挙人員数は平成 5 年度から増加が目立ちはじめ、平成 10 年には 200、その後、平成 11 年度から 18 年度は急激なスピードで増加している。平成 18 年度の時点で検挙人員は 700 を超えている。平成 19 年度以降、増加傾向は落ち着いたが、依然、高止まりが続いている。つまり、高齢者犯罪の増加は単に高齢者人口増加によるものではなく、何らかの社会的要因があることが推察される。平成 20 年度頃からは検挙人員の伸びは停滞しているが、この停滞が高齢者犯罪増加の終焉なのか一時的な足踏みなのかは分かっていない。しかし、人口の増加率を上回るペースで検挙人員が増えていることから、高齢者犯罪の増加が顕著であるといえる。また、中尾(2014)では高齢者だからという理由で警察に通報されないケースや、警察でも送検されないケースも多いことを指摘している。そして、そのようなケースを含めると高齢者犯罪の件数は数倍にも上ると述べている。そのため、実際の高齢者犯罪の検挙人員は増加していると推察される。

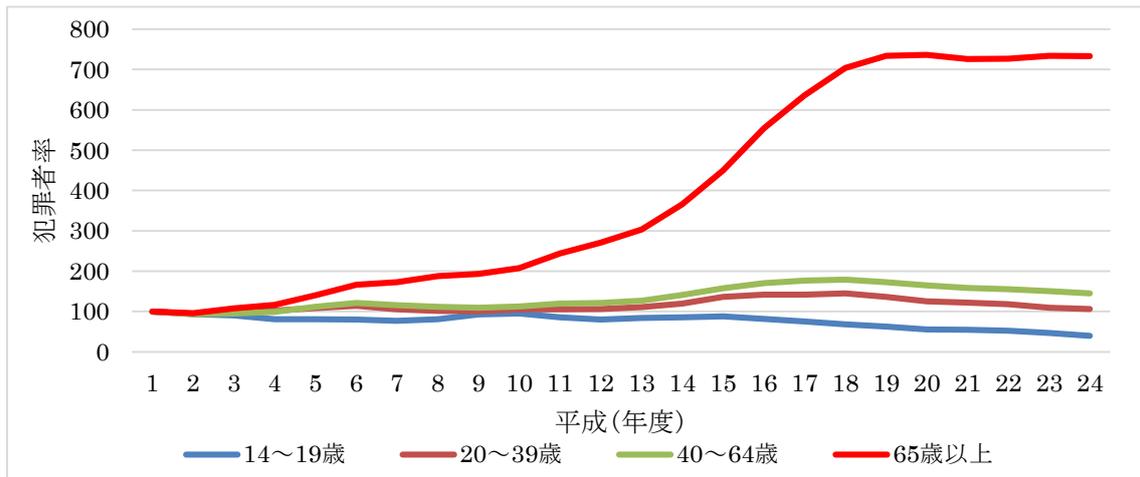
図 1-2 高齢者人口と高齢者検挙人員(平成元年度を 100 とする)



出典：総務省統計局「人口推計 長期時系列データ」(平成 23,24 年度は各年の人口推計による)
法務省「平成 25 年版 犯罪白書」

さらに、高齢者の犯罪者率を他世代と比較してみていく。犯罪者率とは、人口 1000 人当たりの犯罪者の人数である。ここでは、世代別に犯罪者率をみていくため、各世代の人口 1000 人当たりの犯罪者数ということになる。図 1-3 は犯罪者率の推移を 14~19 歳、20~39 歳、40~64 歳、65 歳以上の 4 つの世代に分けて、平成元年を 100 とした水準でみたものである。14~19 歳は平成 14 年度頃まではほぼ横ばいで、それ以降は減少傾向にある。20~39 歳、40~64 歳は平成 13 年度から平成 17 年度まで多少の増加が見られるが、それ以降は減少傾向である。その一方で、65 歳以上は平成 18 年度まで一貫した伸びを見せている。とりわけ平成 10 年を境に犯罪者率が急増していることがわかる。したがって、他世代と比較して高齢者の犯罪率が明らかに高いことが示された。また、図 1-2 では検挙人員数の増加率が高齢者人口の増加率を上回ることをみたが、図 1-3 より犯罪者率が増加していることから、何らかの社会的要因で高齢者犯罪が増加していることが示唆される。

図 1-3 年齢別刑法犯 犯罪者率の推移(平成元年度を 100 とする)



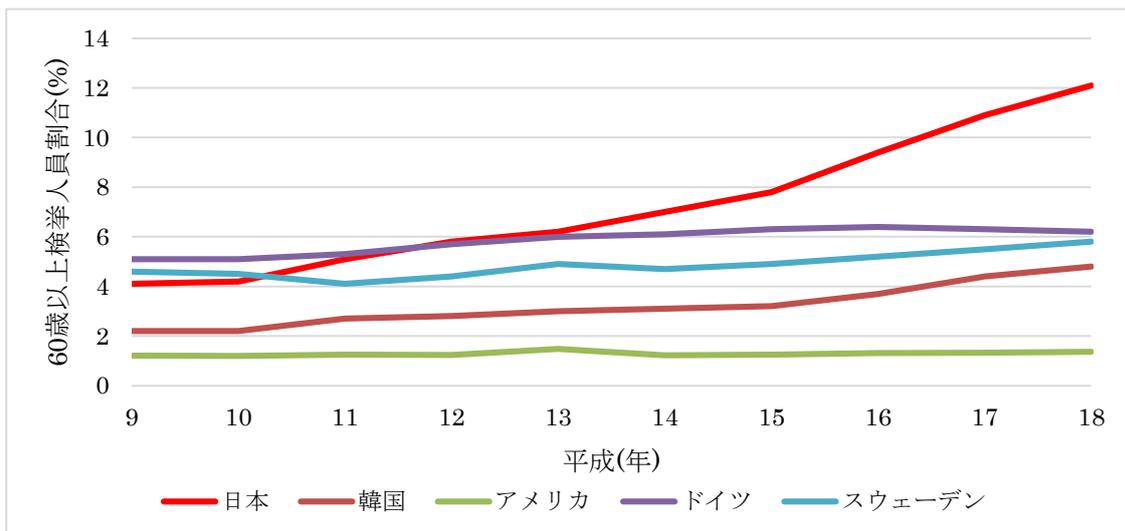
出典：法務省「平成 25 年版 犯罪白書」

最後に、高齢者犯罪を高齢化が進む他国と比較してみていく。図 1-4 は全検挙人員数に占める 60 歳以上の検挙人員の割合を国別に比較したものである。本稿では高齢者の定義を 65 歳以上としたが、韓国・ドイツ・スウェーデンの統計が 60 歳以上の区分しか設けていないため、これに従い国際間比較をしていく。また、韓国では数え年を採用しているため韓国のみ 61 歳以上の検挙人員割合となる。

図 1-4 をみると、諸外国の 60 歳以上検挙人員の割合は 1%強から 6%ほどである。また、韓国は平成 9 年から平成 18 年までに約 2 倍の伸びを見せているが、その他の国は横ばい傾向にある。一方、日本は平成 9 年に約 4%であったが、平成 18 年までに急激な伸びを見せており、平成 18 年には 12%を越すまでになっている。日本の 60 歳以上検挙人員の割合が諸外国に比べ、増加しているということが明らかになった。

また、平成 18 年時点に注目すると、海外で全検挙人員に占める高齢者検挙人員の割合が最も高いのはドイツの 6.2%であるが、日本は 12.1%で約 2 倍となっており、海外と比較して割合が高いことがわかる。統計の対象が異なる問題を考慮しても、国際間比較からは高齢化が進んでいる国の中で、日本の高齢者犯罪の伸びが特異なものであることが推察される。

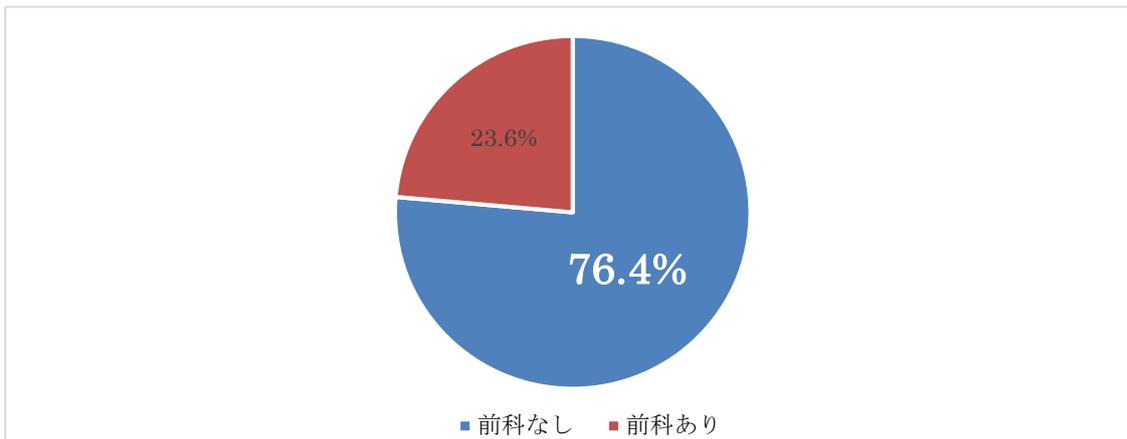
図 1-4 全検挙人員に占める 60 歳以上検挙人員の割合



出典：太田達也 (2009) 「高齢者犯罪の実態と対策」より筆者作成

これまで高齢者犯罪が増加してきていることを述べた。しかし、初犯と再犯に分けて考えると、高齢者の初犯が増えているのではなく、若中年から犯罪を繰り返している者が高齢者になっても犯行に及び、高齢者犯罪が増加していると考えられることもできる。したがって、以下で初犯と再犯についてみていく。図 1-5 は 65 歳以上刑法犯の前科の有無を示したものである²。図 1-5 をみると高齢刑法犯のうち、76.4%が前科なしである。すなわち、高齢者犯罪の大半を初犯者が占めているといえる。つまり、高齢者になってから初めて犯罪に手を染める人が多くいるということである。

図 1-5 65 歳以上刑法犯 前科の有無



出典：警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究（2013）「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」より筆者作成

第2節 問題意識

第 1 節では高齢者犯罪の現状について、人口増加率との比較、世代間比較、国際比較の 3 つの観点から、その増加率の高さと検挙人員に占める割合の高さについて述べてきた。高齢者犯罪は人口の増加を上回るペースで増え、他世代と比較してもその伸び率は顕著である。また、高齢化が進む諸外国との比較においてもわが国の高齢者犯罪の割合が高いことも明らかになった。以上のことから、われわれは高齢者犯罪対策が急務であると考えた。また、今後のわが国は高齢者人口の更なる増加が見込まれており、高齢者犯罪が更に社会問題化することが考えられるため、高齢者犯罪対策は喫緊の課題であると言えよう。したがって、われわれは「高齢者犯罪を減らす環境を創る」という問題意識を持ち、その実現を図るべく政策提言を行う。

²出典：警察庁・警察政策研究センター及び慶應義塾大学・太田達也教授による共同研究（平成 25 年）「高齢犯罪者の特性と犯罪要因に関する調査」平成 16 年の検挙時に 65 歳以上であった 3 万 6696 人が対象

第2章 高齢者犯罪の要因

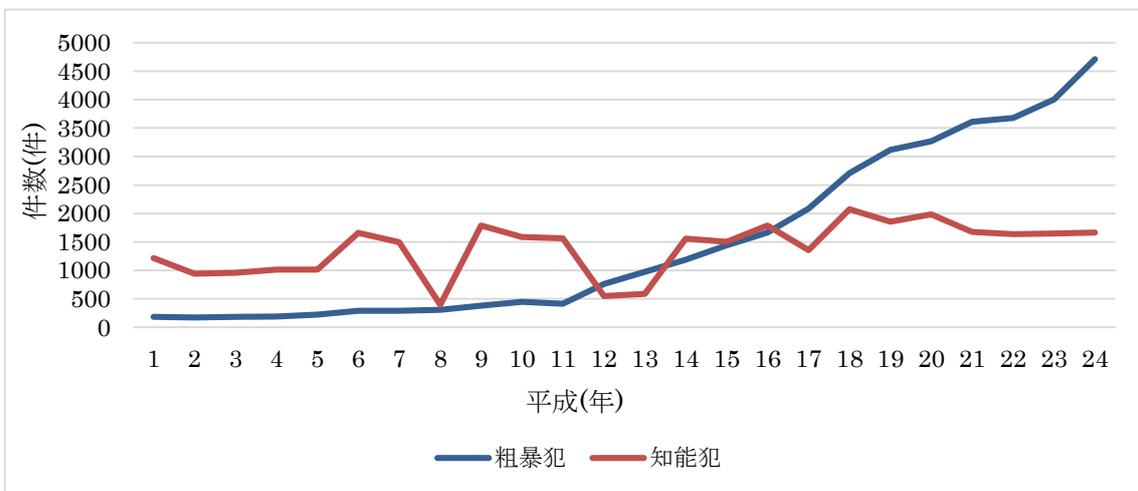
第1章では高齢者犯罪対策の必要性について人口増加率との比較、世代間比較、国際比較の観点から述べた。そのうえで「高齢者犯罪を減らす環境を創る」という問題意識を抱いた。

本章では高齢者犯罪の要因についてみていく。その結果、高齢者犯罪を減少させるためには高齢者の孤立を解消させることが最も重要であることが明らかになった。

第1節 高齢者犯罪の特徴

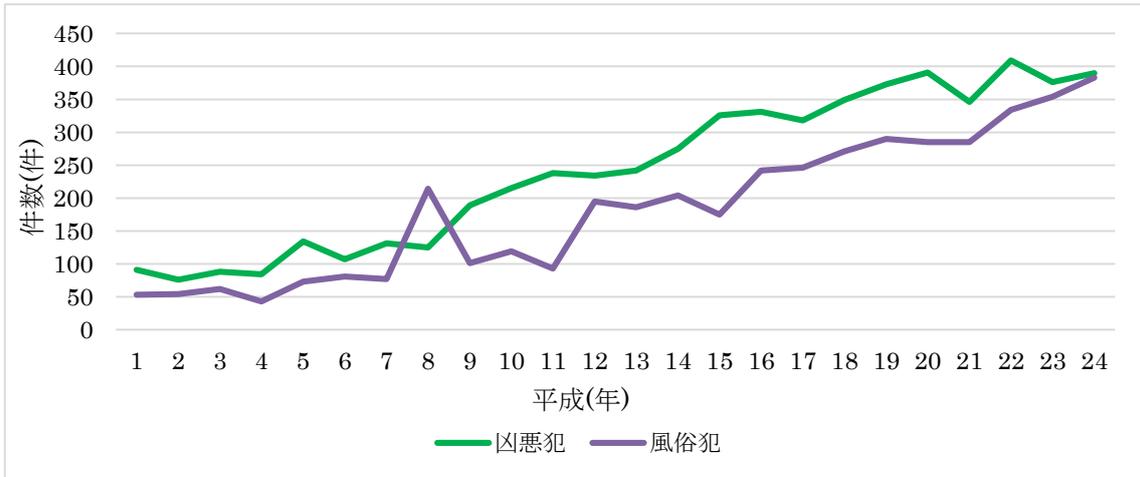
まず、高齢者犯罪を罪種別にみていく。図2-1から図2-3は平成元年から24年における高齢者一般刑法犯の検挙件数の推移を罪種別にみたものである。その他の刑法犯を除くと横ばい傾向にあるのは知能犯のみで、それ以外の粗暴犯、凶悪犯、風俗犯、窃盗犯については増加傾向にあることがわかる。縦軸の目盛りの数が変わっていることに留意してみると、窃盗犯は増加傾向にあるだけでなく、件数自体も約40000件と非常に多い。

図2-1 高齢者刑法犯 罪種別検挙件数(粗暴犯、知能犯)



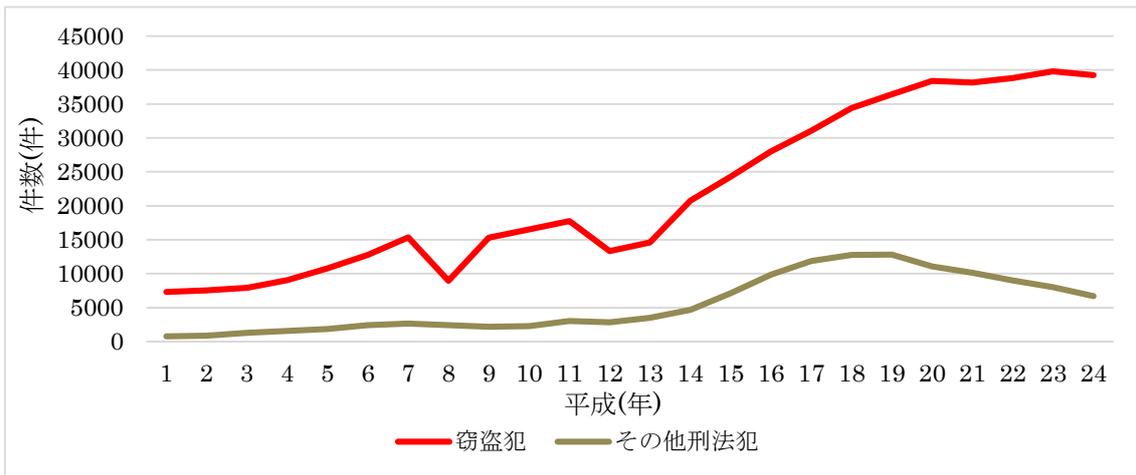
出典: 警察庁 「犯罪統計書」より筆者作成

図 2-2 高齢者刑法犯 罪種別検挙件数(凶悪犯、風俗犯)



出典: 警察庁 「犯罪統計書」より筆者作成

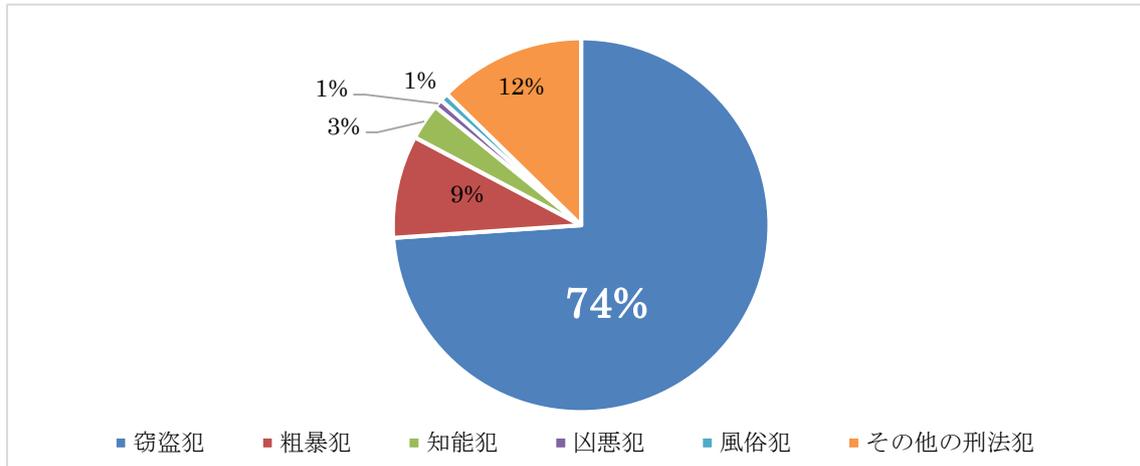
図 2-3 高齢者刑法犯 罪種別検挙件数(窃盗犯、その他刑法犯)



出典: 警察庁 「犯罪統計書」より筆者作成

次に、全検挙件数に占める窃盗犯の割合についてみていく。図 2-4 は平成 24 年犯罪統計書の高齢者刑法犯の罪種別割合をみたものである。この図から高齢者刑法犯の約 4 分の 3 が窃盗犯であることがわかる。

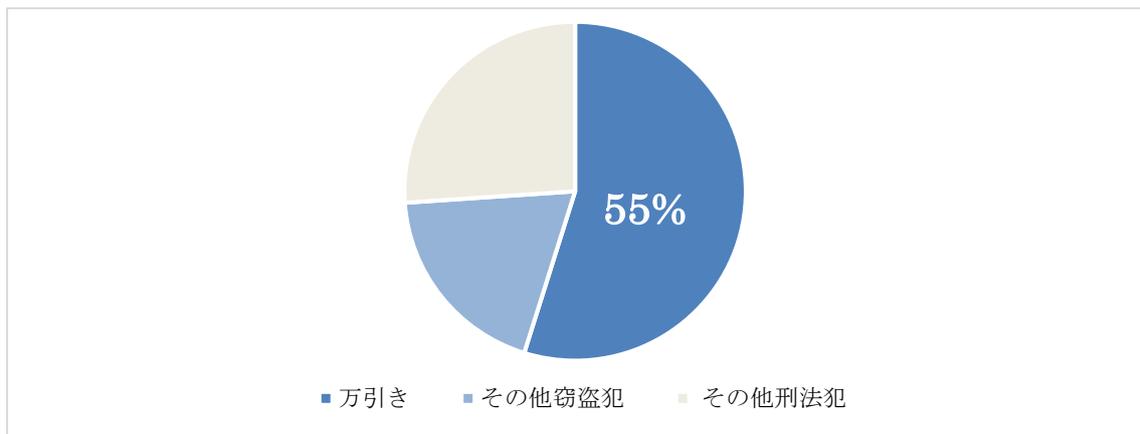
図 2-4 高齢者刑法犯 罪種別割合(交通関係業過を除く)



出典：警察庁 「平成 24 年の犯罪」より筆者作成

高齢者犯罪の要因を明らかにしていくにあたっては、全ての罪種についてみていくことが望ましい。しかし、その要因は罪種によって多岐にわたり、全てについてみていくことは困難である。そこで、われわれは最も割合の多い窃盗犯についてより詳細にみていく。平成 24 年犯罪統計書によると、窃盗犯に占める万引きの割合は約 75%であり、図 2-4 の刑法犯に占める窃盗犯の割合と合わせると、刑法犯に占める万引きの割合がわかる。図 2-5 は刑法犯総数に占める万引きの割合を示している。図 2-5 より、高齢者犯罪の内、過半数を超える約 55%が万引きであることがわかる。したがって、われわれは高齢者犯罪の大半を占める万引きについてより詳細な分析を行っていく。

図 2-5 刑法犯総数に占める万引きの割合



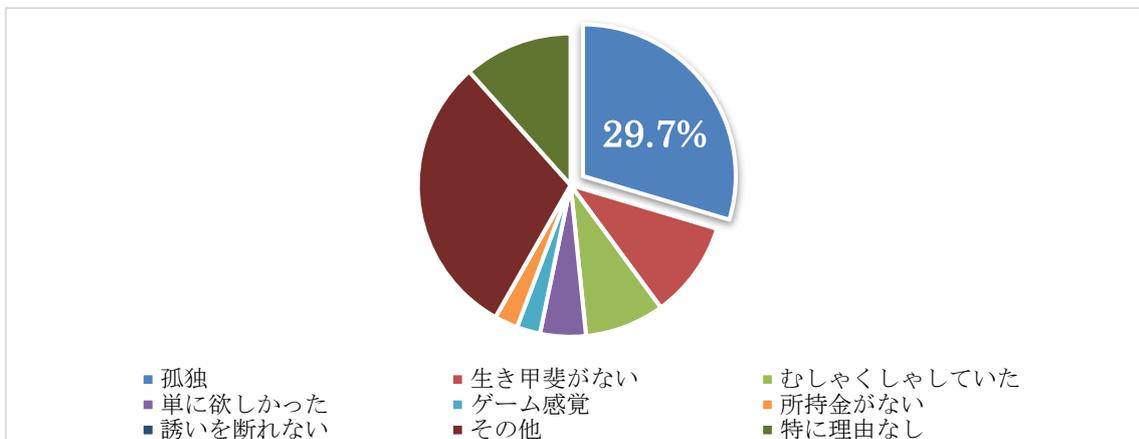
出典：警察庁 「平成 24 年の犯罪」より筆者作成

第2節 なぜ高齢者は万引きをするのか？

本節では、なぜ高齢者が万引きを犯すのかについてみていく。

図 2-6 は高齢万引き犯の心理的背景を「不明」と答えた者の回答を除き、グラフにしたものである。「その他」を除くと、万引きの心理的背景として最も大きな割合を占めたのは「孤独」で全体の約 3 割を占める。また、「所持金がない」という経済的困窮を理由にした高齢万引き犯は全体の約 2.5%のみで、高齢者の万引きについては経済的な理由よりも孤独感を感じて犯行に至るケースが多いということがわかる。

図 2-6 65 歳以上万引き犯 心理的背景(不明を除く)

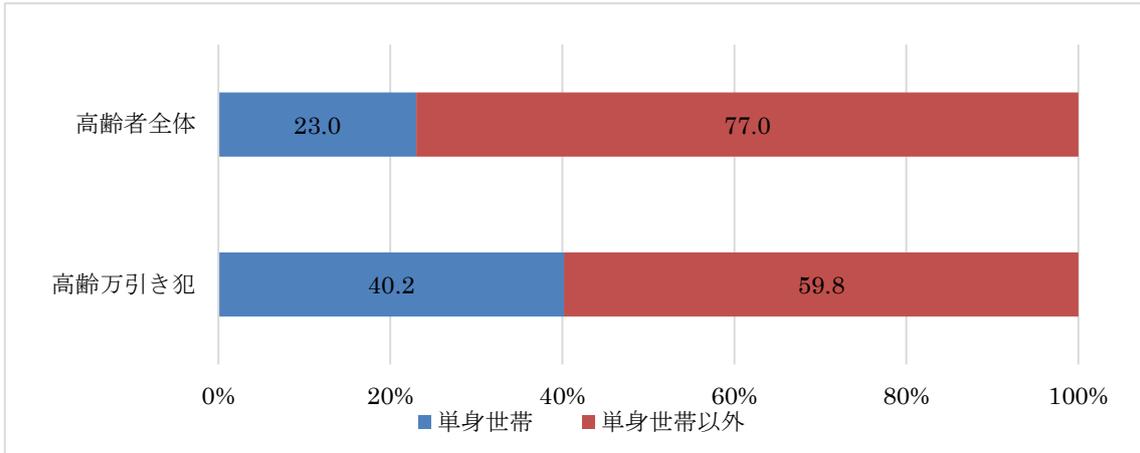


出典：警視庁（2009）「万引きに関する調査研究報告書」

では、なぜ高齢万引き犯は孤独感を感じているのだろうか。これを明らかにするために高齢万引き犯の①世帯状況、②交友関係、③相談できる相手、以上 3 点についてみていく。

まず、高齢万引き犯の世帯状況についてみていく。図 2-7 は高齢者全体と高齢万引き犯の世帯状況を比較したグラフである。図 2-7 より、高齢者全体でみると、23%の高齢者が単身世帯であるのに対して、高齢万引き犯は約 40%の人が単身世帯である。したがって、高齢者全体と比較して高齢万引き犯は単身世帯が多いということがわかる。

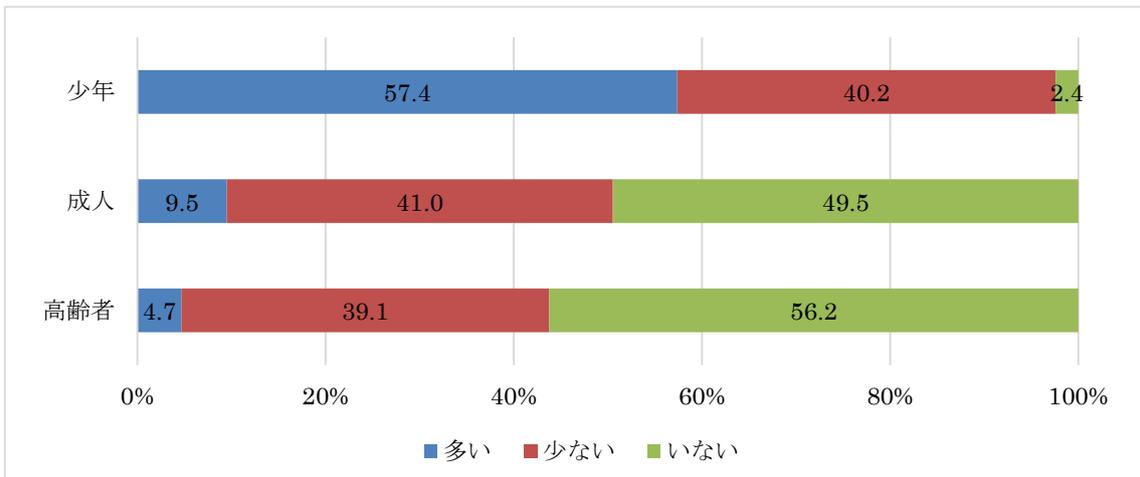
図 2-7 高齢者の世帯状況



出典：警視庁 (2009) 「万引きに関する調査研究報告書」
厚生労働省 「平成 21 年 国民生活基礎調査」

次に高齢万引き犯の交友関係についてみていく。図 2-8 は万引き犯の交友関係を不明の者を除き、年代別に表したものである(「少年」は 20 歳未満、「成人」は 20 歳以上 65 歳未満、「高齢者」は 65 歳以上)。少年は、交友関係が多いと答えた者が最も多く、その割合は 5 割を超える。また、少年は交友関係がないと答えた者が 2.4%と非常に少ない。成人では、交友関係が多いと答えた者の割合が 9.5%と少年に比べ、とても低い。そして、交友関係がないと答えた者の割合が 49.5%と約半数を占める。高齢者は、成人との差があまり見られないが、交友関係が多いと答えた者の割合が成人よりさらに減って 4.7%となっている。また、交友関係がないと答えた者の割合は過半数を超え、56.2%となっている。以上より、高齢万引き犯は他世代と比較して交友関係に乏しい状態であることが推察される。

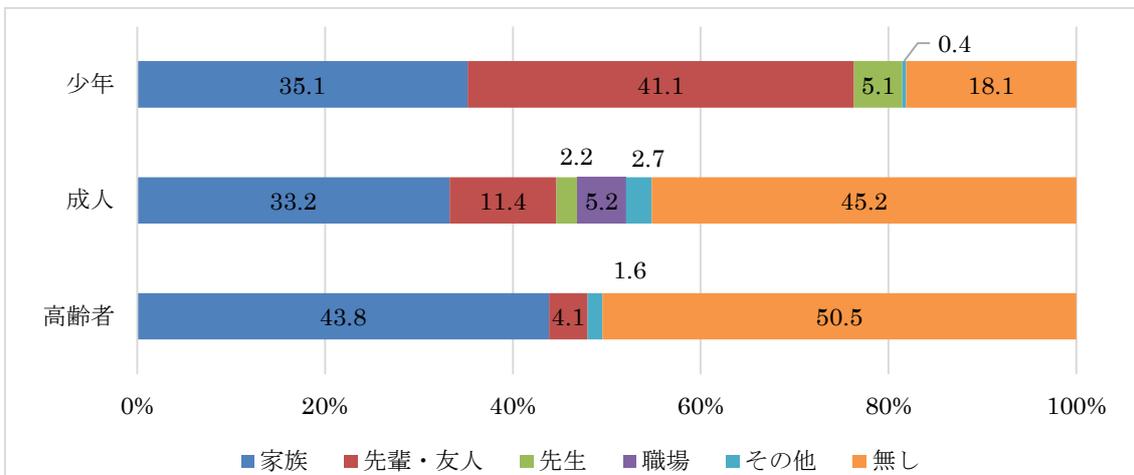
図 2-8 交友関係(不明を除く)



出典：警視庁 (2009) 「万引きに関する調査研究報告書」より筆者作成

さらに、高齢万引き犯の相談できる相手についてみていく。図 2-9 は万引き犯の日頃相談できる相手を、不明を除き年代別に表したものである(年代の区分は図 2-8 と同様)。年齢層別の分析のため、選択肢に「先生」・「職場」などが入っているが、高齢者に関してはこの二つには該当することが少ないため、この調査の回答においては該当者がいない。相談できる相手はどの年代においても「家族」と答える者の割合が比較的多く、少年で 35.1%、成人で 33.2%、高齢者で 43.8%となっている。少年に関しては先輩や友人を相談相手にする割合も多く 41.1%と家族よりも割合が高い。高齢者の中で最も多かった回答は「無し」で、その割合は過半数を超える。交友関係と同様、成人との差はあまり見られないが、少年と比較すると高齢者には相談できる相手がいないことがわかる。

図 2-9 相談できる相手(複数回答・不明を除く)



出典：警視庁(2009)「万引きに関する調査研究報告書」より筆者作成

以上より、①高齢者全体と比較して同居者がいない者の割合が多い、②交友関係が他の年代の万引き犯と比較して少ない、③相談できる相手が他の年代の万引き犯と比較して少ない、以上 3 点が明らかになった。したがって、高齢万引き犯が孤独を感じる大きな要因として高齢者が社会的に孤立している状態があるということがわかった。

高齢者の孤立を解消することで、孤独感が解消されるということが推察されるため、孤立の解消が重要である。

第3節 社会的孤立解消の重要性

前節は窃盗に着目して孤立解消の重要性を述べたが、本節では①窃盗以外の犯罪に対しても社会的孤立の解消が有効であること、②社会的孤立解消の波及効果として高齢者が生きがいを楽しむことの 2 点を示し、社会的孤立の解消が重要であることを明らかにしていく。

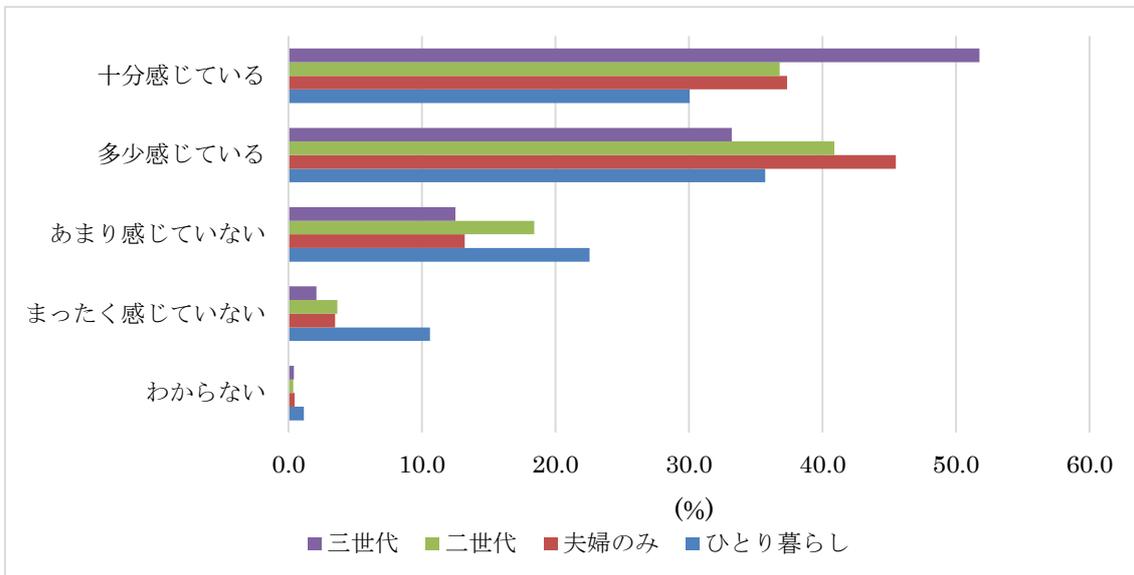
まず、窃盗以外の犯罪と社会的孤立の関係を、ソーシャル・キャピタル指標に着目してみていく。内閣府(2003)はソーシャル・キャピタルを「つきあい・交流」、「信頼」、「社会参加」の 3 つに分け、これらの構成要素をもとにアンケート調査項目を作成し、その結果からソーシャル・キャピタル指標を試算している。われわれはこの 3 つの構成要素が社会的孤立に深く関わっていると考えた。なぜならば、ソーシャル・キャピタル指標が

高いほど、そこに住む住民は社会的に孤立していない状態だといえるからである。したがって、細井(2012)で示されている高齢者刑法犯罪別検挙人員とソーシャル・キャピタル指標の相関係数の分析結果に着目する。細井(2012)では、凶悪犯、粗暴犯、その他の刑法犯などについてソーシャル・キャピタルと検挙人員の間に負の関係があることが示されている。つまり、ソーシャル・キャピタル指標が高いほど、高齢者犯罪が減少する傾向にあるということがわかる。そのため、社会的孤立の解消は窃盗以外の犯罪の抑止にも有効であるといえる。

次に、高齢者の社会的孤立を解消することによる波及効果について述べる。われわれは高齢者の社会的孤立を解消することによって、高齢者が生きがいを楽しめると考えた。図 2-10 は高齢者の生きがいの有無を世帯構成別に示したものである。図 2-10 をみると、生きがいを「あまり感じていない」と答えた者はひとり暮らし世帯で 20%を超える。「まったく感じていない」と回答した者の割合も、ひとり暮らし世帯のみ 10%を超える。「十分感じている」、「多少感じている」と答えた者の割合はひとり暮らし世帯よりも三世帯・二世帯・夫婦世帯のほうが多い。以上より、単身世帯の高齢者より、夫婦世帯や多世代世帯の高齢者のほうが生きがいを感じていることが示された。これは家族とのふれあいが生きがいに繋がっているということである。つまり、高齢者は人とのつながりによって生きがいを感じると考えられる。よって、人とのつながりを作れば、孤立解消に繋がり、高齢者の生きがい創出にもつながると推察される。

以上より、窃盗以外の犯罪でも社会的孤立が一定程度、犯行の背景として考えられること、孤立の解消が高齢者の生きがい創出に繋がることを示した。すなわち、高齢者の孤立を解消することは犯罪の抑制と高齢者の生活の豊かさに関わっていくということがわかった。そのため、高齢者の社会的孤立解消は重要である。したがって、第 3 章では高齢者が社会的に孤立する原因についてみていく。

図 2-10 世帯構成別 高齢者の生きがい



出典：内閣府（平成 25 年度）「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」

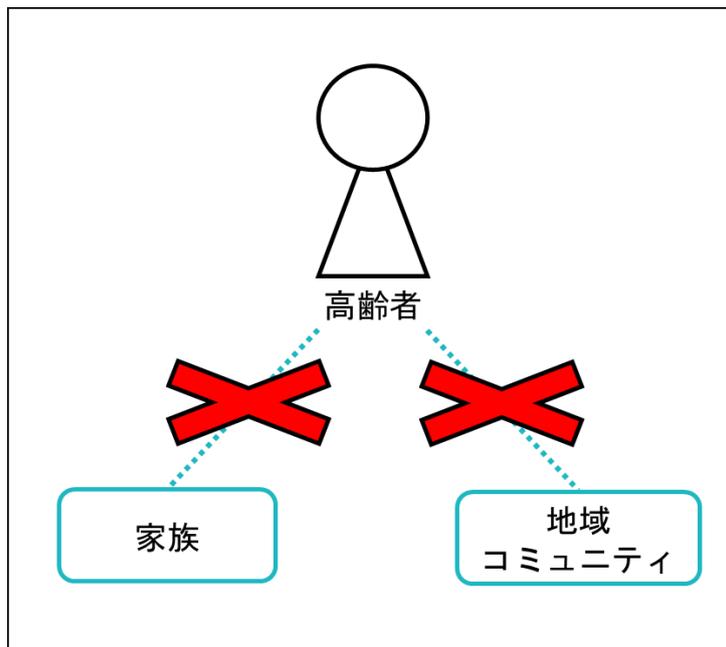
第3章 社会的孤立の原因

第2章では高齢者犯罪の要因についてみていき、高齢者の社会的孤立を解消することが重要であるということを示した。したがって、本章では社会的孤立の原因をみていき、政策による解決の妥当性をみる。そのうえで、本稿の独自性について述べる。

第1節 社会的孤立の原因

本節では高齢者の社会的孤立の原因を詳細にみていく。われわれは社会的孤立の定義を「家族・地域コミュニティとのつながりがほとんど、もしくは全くない状態」とした(図3-1)。この定義を元に、家族とのつながりを第1項の高齢者の単身世帯化、地域コミュニティとのつながりを第2項のつながりの希薄化でみていく。

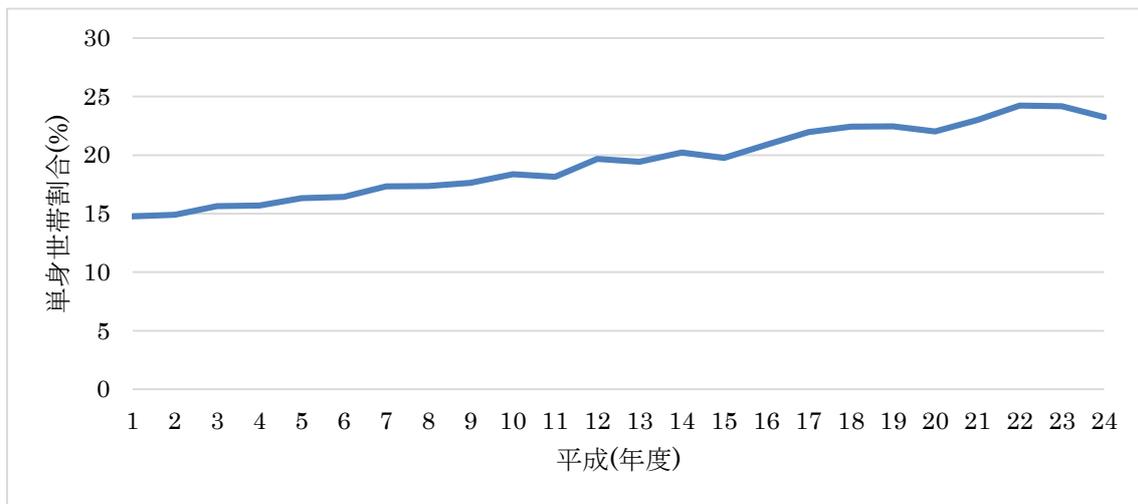
図 3-1 社会的孤立の定義



第1項 単身世帯化

まず、本項では高齢者の単身世帯化についてみていく。図 3-2 は高齢世帯における高齢単身世帯の割合を示したものである。図 3-2 より、高齢単身世帯の割合は平成元年の約 15%から平成 24 年時点で約 23%に伸びており、平成に入ってから約 1.6 倍と増加傾向にあることが見受けられる。以上より、高齢者は家族とのつながりが希薄化していると推察される。

図 3-2 高齢世帯における単身世帯割合



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」(1995,1998,2003,2012)より筆者作成

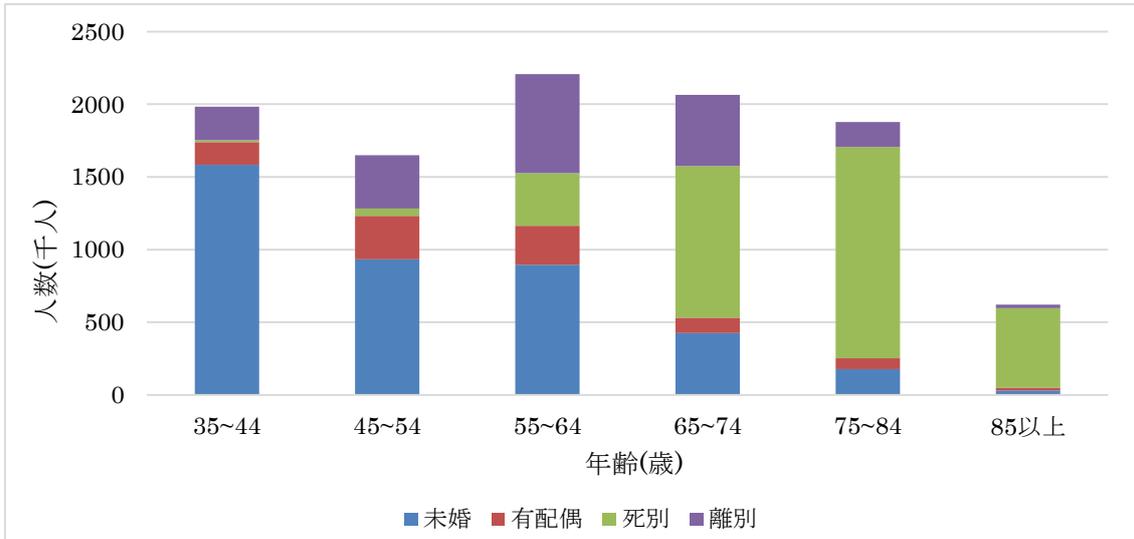
次に高齢者の単身世帯化の要因についてみていく。高齢者の単身世帯化の要因分析を行っている論文に藤森(2008)がある。藤森(2008)は単身世帯化の要因を人口要因と非人口要因に分けて分析している。人口要因とは、年齢層が上がっていくにつれて単身世帯の割合が増えていくという前提のもとに、高齢化が進んでいくと単身世帯も増えていくというものである。一方、非人口要因とは人口要因以外の要因を指すものである。われわれは非人口要因に着目し、高齢者の単身世帯化についてみていく。

藤森(2008)では、非人口要因を国勢調査の配偶関係における「未婚(一度も結婚したことのない人)」、「有配偶(配偶者がいるが別居している)」、「死別(配偶者と死別して独身)」、「離別(配偶者と離別して独身)」という分類を用い、年齢層ごとに考察している。本稿でもこの分類に従い、単身世帯化の原因をみていく。

図 3-3 は、単身世帯の分類を「不詳」を除き年齢階層別に示したものである。図から、35~44 歳、45~54 歳といった比較的若い世代は「未婚」を原因とする単身世帯の割合が高いことがわかる。しかし、年齢層が上がっていくにつれて、「未婚」を原因とする単身世帯は減っていき、「死別」や「離別」といった理由が大半を占めてくる。65~74 歳の階級からは「死別」の割合が最も大きくなり、「死別」と「離別」を合わせたものの割合が半数を超える。75~84 歳、85 歳以上では「死別」の割合がさらに増えている。

以上より、65 歳以上の高齢者の単身世帯化の理由は大半が「死別」や「離別」といった理由であり、特に「死別」という不可逆的な要因が大きいということがわかった。

図 3-3 年齢階級別 単身世帯分類(不詳を除く)



出典：総務省「平成 22 年国勢調査」より筆者作成

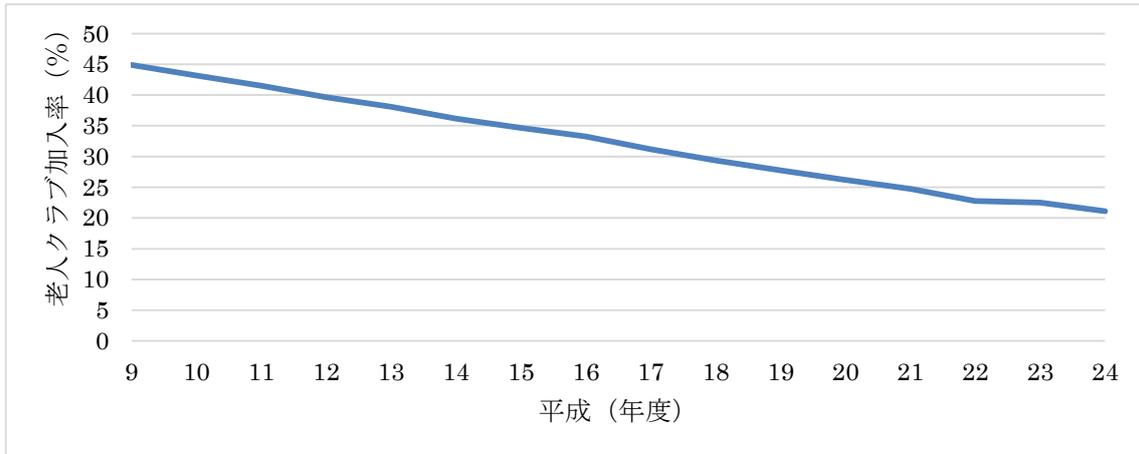
第2項 つながりの希薄化

次に、つながりの希薄化についてみていく。社会的孤立の原因として地域コミュニティとのつながりが希薄化していることも挙げられる。本稿では地域コミュニティの定義を「地縁的活動を行っている団体」とした。地域コミュニティの 1 つの定義として認可地縁団体があるが、これには老人クラブやスポーツ団体のように年齢や活動の目的などが限定されているものは含まれない。本稿ではこのような団体も含み、地域コミュニティとする。本項では①高齢者と地域コミュニティとのつながり、②孤立する高齢者の地域コミュニティ参加可能性の 2 点について述べる。

まず、高齢者と地域コミュニティとのつながりについてみていく。本項では地域のつながりの希薄化について、老人クラブ加入率を例にとってみていく。老人クラブは 60 歳以上の者のみが加入できる団体である。そのため、われわれは高齢者が所属する地域コミュニティの 1 つとして老人クラブについてみていくことにした。

図 3-4 は老人クラブ加入率の推移を示したものである。図 3-4 より老人クラブの加入率は平成 9 年の約 45%から平成 24 年には約 21%と 15 年間で半減していることが見て取れる。また、老人クラブ加入率は一貫して減少傾向にあることから、地域のつながりが希薄化しているということが推察される。

図 3-4 老人クラブ加入率 推移



出典：厚生労働省「社会福祉行政業務報告」（平成9～24年度）、総務省統計局「人口推計」（1997～2012）より筆者作成

次に、地域のつながりが希薄化している背景についてみていく。社会的孤立の原因として単身世帯化の他に考えられるのは地域のつながりの希薄化である。土提内(2012)は、地域のつながりが希薄化している背景を過度なプライバシー保護や個人情報保護としている。地域の高齢者を支えるためには、多様な高齢者のニーズに対応する必要がある。そして、多様なニーズに応えるためには個別の対応が必要であり、そのためには一定程度の個人情報が必要である。行政は個人情報の取り扱いがある程度は可能であるが、取り扱いに際して、そのリスクを考慮し、高齢者の現状を的確に把握できないというケースがあると土提内(2012)で述べられている。土提内(2012)はこのように個人情報を過度に意識してしまうことによって、地域コミュニティの活動が活発に行われなくなり、地域コミュニティの衰退へとつながる可能性がある」と指摘している。また、このような現状から高齢者も行政からの情報を適切に受けとれていないということもいえる。以上から、個人情報の取り扱いが適切に行われていないために地域コミュニティと高齢者のつながりが希薄化していることがわかる。

高齢者の個人情報取り扱いによる地域コミュニティへの影響については前述したが、個人情報の問題が解決されれば、高齢者は地域コミュニティに参加するのだろうか。以下では、高齢者の地域コミュニティ参加可能性について分析していく。

八王子市都市政策研究所による「より豊かな高齢社会を目指して～八王子の未来を考える～」では、豊かなまちづくりのために人ととのつながりに着目した調査を行っている。この調査は50～84歳の中高年を対象に行われているもので、われわれが定義した高齢者以外の者も含まれていることに留意したい。このアンケート調査では、「特定の個人を起点に取り結ばれる選択的な社会関係であるパーソナル・ネットワークの少ない状態」を「社会的孤立」と定義し、その実態について述べている。アンケート内では日頃から何かと頼りにし、親しくしている別居の親族、近所の人、友人の合計人数が0人の場合を「孤立」、1人の場合を「やや孤立」、2人以上の場合を「非孤立」と分類し、結果について分析している。2人以上を「非孤立」とした理由は親しくしている他者の人数が2人という回答が最頻値であったためとしている。

表 3-1 は社会的孤立と団体活動への参加意欲の関連性をみたものである。「どれにも参加したくない」と答えた者の割合は「非孤立」で 25.3%、「やや孤立」で 53.9%、「孤立」で 58.1%と「非孤立」から「孤立」にいくにしたがって増えていく。しかし、「何らかの活動に参加したい」と答える者も「やや孤立」で 46.1%、「孤立」で 41.9%存在す

る。つまり、孤立状態にあるものでも地域コミュニティに参加したいという意欲を持っている者が一定数存在していることがわかる。

表 3-1 社会的孤立と団体活動への参加意向との関連性

	団体活動参加意向	
	どれにも参加したくない	何らかの活動に参加したい
0人 (孤立)	58.1%	41.9%
1人 (やや孤立)	53.9%	46.1%
2人 (非孤立)	25.3%	74.7%

出典：八王子市都市政策研究所 (2011) 「より豊かな高齢社会を目指して～八王子の未来を考える～」より筆者作成

表 3-2 は社会的孤立と近所づきあいに対する考え方との関連性をみたものである。まず、アンケート結果における「近所づきあいに対する考え方」の分類が「積極的」、「利便性肯定」、「利便性否定」、「消極的」の 4 つに分類されているため、それぞれについて説明する。

まず「積極的」とは「同じ地域に住むものとして、近所づきあいをするのは当然である」と考えている人を指す。次に、「利便性肯定」とは「ふだんの生活で困ったとき、つきあいがなくとも不便である」と考えている人を指す。「利便性否定」とは「近所づきあいがなくとも困らないので、必要はない」と考えている人を指す。最後に「消極的」とは「近所づきあいは、わずらわしいことが多いので、したくない」と考えている人を指す。表 3-2 をみると、「非孤立」では近所づきあいに「積極的」である者の割合が 7 割を超えている。また、「利便性否定」と「消極的」の回答割合が非常に少ない。「やや孤立」と「孤立」をみると、「利便性否定」と「消極的」の割合が「非孤立」に比べて高い。しかし、「やや孤立」、「孤立」のどちらも「積極的」、「利便性肯定」を合わせた割合が約 6 割と過半数を超えている。つまり、孤立している高齢者も、近所づきあいは必要なものと考えているということである。

表 3-2 社会的孤立と近所づきあいに対する考え方との関連性

	近所づきあいに対する考え方			
	積極的	利便性肯定	利便性否定	消極的
0人 (孤立)	42.6%	16.0%	14.9%	26.6%
1人 (やや孤立)	43.6%	15.4%	20.5%	20.5%
2人 (非孤立)	70.7%	16.8%	7.5%	5.0%

出典：八王子市都市政策研究所 (2011) 「より豊かな高齢社会を目指して～八王子の未来を考える～」より筆者作成

以上のアンケート結果から、孤立状態にある高齢者の中にも、地域とのつながりに対する積極的な姿勢を持っている者が一定数いることがわかった。このアンケート調査では「さまざまな分野の団体活動への参加や日常的な近所づきあいは、社会関係の形成に寄与し、孤立の予防に効果がある」(p.76)とし、孤立した高齢者と地域コミュニティをつなげるきっかけを作ることが必要であると述べている。

第2節 本稿の位置付け

ここまで、高齢者の社会的孤立の原因として単身世帯化とつながりの希薄化の2つをみてきた。本稿ではつながりの希薄化に目を向けた政策を提言していく。なぜならば単身世帯化の問題解決には時間がかかるからである。単身世帯化の解決には日本の雇用システムや個人のライフスタイルなどの様々な問題を解決する必要があるため、中長期的な政策が求められる。しかし、高齢者犯罪は既に社会問題となっていることから、より即効性のある政策を提言する必要があると考えた。したがって、われわれはつながりの希薄化を解消する政策提言を行う。

われわれは高齢者と地域コミュニティの間での情報共有が適切に行われれば、高齢者が地域コミュニティに加入すると考えた。これにより高齢者の社会的孤立は解消され、結果として高齢者犯罪も抑制されることが推察される。

本稿では、高齢者の地域コミュニティ加入率と高齢者犯罪の関係を都道府県別パネルデータ分析により実証的に明らかにする。地域コミュニティ加入による孤立の解消と高齢者犯罪の関係をパネルデータ分析によって明らかにする点に本稿の独自性が存在する。そのうえで、高齢者に地域コミュニティへの加入を促す政策を提言する。高齢者犯罪へのアプローチにおいて、刑事政策的な観点ではなく、行政政策的な観点からの政策提言を行う点にも、本稿の独自性が存在する。

第4章 分析

第2章では社会的孤立が高齢者犯罪の主な要因であることを示し、第3章では高齢者が地域コミュニティに加入することで高齢者の社会的孤立が解消されることを示してきた。本章では、高齢者の地域コミュニティ加入率と高齢者犯罪の関係をみていく。まず、第1節では、第2章第3節で用いた細井(2012)をもう一度取り上げ、ソーシャル・キャピタルと高齢者犯罪の関係をより詳細にみていく。第2節では都道府県別パネルデータ分析により、高齢者の地域コミュニティ加入率が高齢者犯罪に与える影響を示す。われわれは、「地域コミュニティに加入することが高齢者の犯罪率の低下につながる」という仮説を立て、検証を行った。推定結果は仮説と整合的な結果が得られた。

第1節 先行研究における分析

第2章第3節で述べたように、細井(2012)では高齢者犯罪とソーシャル・キャピタルの関係を分析している。本節では、このソーシャル・キャピタルと高齢者犯罪の関係をより詳しくみていく。

まず、内閣府(2003)におけるソーシャル・キャピタル指標の試算方法について説明する。内閣府(2003)はソーシャル・キャピタルの説明としてロバート・パットナムによる定義（「人々の協調活動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴」³⁾）を紹介している。そして、このロバート・パットナムの定義をもとにソーシャル・キャピタルを「つきあい・交流」「信頼」「規範」の3要素に分類している。また、これら3つの要素に対応した具体的な指標を定め、アンケート調査を行っている。内閣府(2003)ではそれぞれの構成要素とその具体的な指標を以下のようにまとめている(表4-1)。そのアンケート結果をもとに試算されたものがソーシャル・キャピタル指標である。ここで、表4-1中の赤字で示した「社会参加」の項目に着目すると、アンケート調査項目の中に「地縁的活動への参加」、「ボランティア・NPO・市民活動への参加」とある。このアンケートの調査対象は高齢者に対して行われたものではないが⁴⁾、われわれの定義した地域コミュニティへの参加状況を捉えた指標であるといえる。

³⁾ 内閣府(2003) 「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」 p.2

⁴⁾ 内閣府(2003)で行っているアンケートは郵送アンケート方式とWebアンケート方式の2種類の方法で調査しており、郵送アンケートでは全国20歳以上男女3800名、Webアンケートでは全国10万人の登録者のうち、2000名を対象に調査を行っている。

表 4-1 ソーシャル・キャピタルの測定指標

構成要素	本調査アンケートでの調査項目
つきあい・交流 (ネットワーク)	[近隣での付き合い] ・隣近所との付き合いの程度 ・隣近所との付き合いしている人の数 [社会的な交流] ・友人、知人とのつきあい頻度 ・親戚とのつきあい頻度 ・スポーツ・趣味等活動への参加 ・職場の同僚とのつきあい頻度
信頼 (社会的信頼)	[一般的な信頼] ・一般的な人への信頼 ・見知らぬ土地での人の信頼 [相互信頼、相互扶助] ・近所の人々への期待・信頼 ・友人、知人への期待・信頼 ・親戚への期待・信頼 ・職場の同僚への期待・信頼
社会参加 (互酬性の規範)	・地縁的活動への参加 ・ボランティア・NPO・市民活動への参加

出典：平成 14 年度 内閣府委託調査：「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」
より筆者作成

次に、細井(2012)で行われているソーシャル・キャピタル指標と高齢者犯罪の分析結果を見ていく。表 4-2 は細井(2012)で示されている、年次別に見た都道府県別の「65 歳以上の 10 万人当たりの刑法犯罪別検挙人員」と「ソーシャル・キャピタル」の各指標との相関係数をまとめたものである。なお内閣府(2003)で試算しているソーシャル・キャピタル指標は平成 15 年におけるアンケート結果をもとに求めたものである。細井(2012)では、5 年間で地域性等が変わらないと仮定したうえで、高齢者犯罪の急増期である平成 17 年と安定期である平成 22 年の両年において平成 15 年時点のソーシャル・キャピタル指標を用いている。

表 4-2 年次別に見た、都道府県別の「65 歳以上の 10 万人当たりの刑法犯罪別検挙人員」と「ソーシャル・キャピタル」の各指標との相関係数

		N=47 有意水準(両側) **:p<0.01 *:p<0.1								
		変数:65歳以上の10万人当たりの刑法犯罪種類別検挙人員(各年次の都道府県別人員)								
年次	変数:年次別都道府県別指標	刑法犯総数	凶悪犯	殺人	強盗	粗暴犯	暴行	傷害	窃盗	
平成17年	統合指標	-0.363*	-0.036	-0.025	-0.161	-0.433**	-0.445**	-0.292*	0.009	
	社会参加	-0.449**	-0.218	-0.200	-0.323*	-0.530**	-0.536**	-0.378**	0.033	
	付き合い、交流	-0.304*	-0.057	-0.082	-0.074	-0.362*	-0.382**	-0.245	0.018	
	信頼	-0.075	0.246	0.297*	0.045	-0.079	-0.077	-0.026	-0.011	
平成22年	統合指標	-0.468**	-0.529**	-0.136	0.081	-0.487**	-0.372*	-0.415**	-0.142	
	社会参加	-0.515**	-0.656**	-0.302*	0.04	-0.563**	-0.379**	-0.559**	-0.111	
	付き合い、交流	-0.366*	-0.453**	-0.080	0.009	-0.311*	-0.221	-0.293*	-0.099	
	信頼	-0.235	-0.133	0.113	0.17	-0.274	-0.291*	-0.109	-0.147	
年次	変数:年次別都道府県別指標	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	万引き	知能犯	風俗犯	その他の刑法犯	占有物横領	
平成17年	統合指標	0.064	-0.444**	0.056	0.065	0.039	-0.121	-0.466**	-0.466**	
	社会参加	-0.105	-0.547**	0.095	0.116	-0.121	-0.183	-0.579**	-0.581**	
	付き合い、交流	0.071	-0.340*	0.052	0.055	-0.020	-0.080	-0.396**	-0.397**	
	信頼	0.255	-0.158	-0.001	-0.006	0.318*	0.013	-0.116	-0.116	
平成22年	統合指標	-0.437**	-0.539**	-0.071	0.042	0.014	-0.273	-0.610**	-0.609**	
	社会参加	-0.257	-0.523**	-0.049	0.026	-0.063	-0.440**	-0.711**	-0.709**	
	付き合い、交流	-0.436**	-0.484**	-0.032	0.062	-0.012	-0.267	-0.517**	-0.517**	
	信頼	-0.407**	-0.295*	-0.102	0.024	0.134	0.112	-0.217	-0.218	

出典：細井(2012)p.22 より筆者作成

表 4-2 の分析結果をみると、平成 17・22 両年において「社会参加」の指標が高齢者刑法犯総数に対して係数が負で統計的に有意な結果が出ている。以上の結果から、細井(2012)では「高齢者犯罪の抑止には、ソーシャル・キャピタルの力が有効である」(p.21)と結論付けている。また、本稿では刑法犯の中でも窃盗について言及してきたので、高齢者窃盗犯検挙人員とソーシャル・キャピタル指標における「社会参加」の指標との相関係数にも着目すると、有意な結果は出ていないが係数が負の値を示していることがわかる。

ここまですを整理すると、①ソーシャル・キャピタルはコミュニティへの参加状況を表す指標であること、②細井(2012)の分析結果からソーシャル・キャピタル指標における「社会参加」の指標が高齢者犯罪に有効であること、以上 2 点を述べてきた。これらより、われわれは高齢者犯罪と高齢者の地域コミュニティ加入率にも負の関係があると考えた。

ここで、細井(2012)で示されている分析の限界を述べる。細井(2012)の分析は、都道府県別に試算されたソーシャル・キャピタル指標と高齢者刑法犯罪別検挙人員の相関分析を行い、相関係数のみを示したものである。細井(2012)で「統計上の因果関係は直接的な因果関係を示すものではなく、都道府県をケースに行った横断的研究における正の相関関係は各指標が示した都道府県において高齢者の犯罪が多いという傾向を示したものである。」(p.24)と述べられているように、単回帰分析における相関係数の推定ではソーシャル・キャピタル指標の高い地域ほど高齢者犯罪が多いという傾向にあることは示しているが、因果関係については示せていない。したがって、本稿は地域コミュニティ加入率と高齢者犯罪の影響を可能な限り正確に推定するために、パネルデータ分析を行う。第 2 節では本稿での分析について詳しく述べる。

第2節 コミュニティ加入率が犯罪に与える影響

第1項 仮説とモデルの設定

われわれは、第2章で社会的孤立が高齢者犯罪の大きな要因であることを示し、第3章で地域コミュニティに加入することが社会的孤立の解消につながると示してきた。次に第4章第1節では、先行研究の分析において、ソーシャル・キャピタルの構成要素である「社会参加」の指標が高齢者犯罪抑止に有効であることを示していることから、地域コミュニティ加入率と高齢者犯罪に関係があると推察した。したがって本稿では地域コミュニティ加入率と高齢者犯罪の関係を深くみていくために、まず「地域コミュニティに加入することが高齢者の犯罪率の低下につながる」という仮説を立てた。本項ではこの仮説の実証を行うために、都道府県別パネルデータを用いた分析を行う。

本稿で示した仮説を実証するために平成18年から平成22年までの都道府県別パネルデータを用いた分析を行った。まず、モデルについて説明していく。分析の基本式は以下の通りである。

$$y_{it} = \alpha_i + \sum_{k=1}^5 \beta_k x_{kit} + \varepsilon_{it}$$

y : 高齢者千人当たり高齢者刑法犯検挙人員数

x_1 : 高齢者千人当たり老人クラブ加入者数

x_2 : 高齢者千人当たり生活保護受給者数

x_3 : 国民年金平均受給月額

x_4 : 完全失業率

x_5 : 総歳出額における老人福祉費歳出額の割合

α : 定数項

ε : 誤差項

被説明変数には、高齢者千人当たりの高齢者刑法犯検挙人員数を用いる。また、仮説を検証するため、高齢者千人当たりの老人クラブ加入者数を説明変数とした。老人クラブが60歳以上の高齢者のみで構成された組織であるため、われわれは高齢者が所属する地域コミュニティの代理変数として用いた。ただし、高齢者千人当たりの高齢者刑法犯検挙人員に関しては30府県⁵⁾のデータを用いた。都道府県別データにいくつかの欠損値があるため、サンプル数は149である。

その他の説明変数としては、まず1つ目に高齢者千人当たり生活保護受給者数を用いた。生活保護受給者数の多い地域ほど経済的困窮者が多いと考え、高齢者の貧困率を示す指標として用いる。2つ目に国民年金平均受給月額を用いた。高齢者にとって年金は主な収入源であると考えられ、65歳以上高齢者に対して支払われる国民年金を高齢者の経済状況を示す指標として説明変数に加えた。3つ目に完全失業率を用いた。地域における失業

⁵⁾30府県の65歳以上検挙人員数に関しては各府警・県警のHP、犯罪統計書、郵送により取得。残りの17都道府県のデータ取得に関しては本稿の提出に間に合わなかったため、30府県のデータを用いて分析を行った。分析に用いた30府県は以下の通り。(宮城、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、福井、山梨、長野、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、新潟、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

者の増加が高齢者検挙人員数に影響を与えると考えた。4 つ目に総歳出額における老人福祉費歳出額割合を用いた。老人福祉費は高齢者に対する福祉サービスや医療給付にかかる経費である。したがって、歳出総額における老人福祉費歳出額の割合が高い都道府県ほど福祉サービスが充実しており、犯罪の抑制につながると考えた。以上 4 つの変数をコントロール変数とし、高齢者の地域コミュニティ加入率が高齢者犯罪に与える影響を分析した。

推定方法は、固定効果モデルを用いた。固定効果モデルを用いた理由は欠落変数バイアスを考慮した推定を行うためである。われわれは都道府県ごとの県民性や産業構造が高齢者犯罪率に影響を与えると考えたが、そういった観測不能な変数をモデルに組み込むことが不可能である。そのため、説明変数と誤差項が相関を持つことになり正確な推定値が得られないと考えた。しかし、固定効果モデルを用いた推定ではユニット(都道府県)ごとの固定効果を除去することができる。そのため、都道府県ごとの県民性や産業構造は時間の経過(平成 18 年から平成 22 年の 5 年間)で変化しないと考えれば、固定効果モデルを用いた推定を行うことで、これらの固定効果を除去し、欠落変数バイアスを考慮した推定を行うことができる。

第2項 分析結果

本稿では老人クラブ加入割合の係数が負になり、5%以下で有意な結果が出た場合に仮説が実証されたと考える。表 4-3 は固定効果モデルでの分析結果を示したものである。モデル①は説明変数に老人クラブ加入率、高齢者千人当たり生活保護受給者数、国民年金平均受給月額、完全失業率、老人福祉費歳出額割合を組み込んだモデルであり、モデル②はモデル①から老人福祉費歳出額割合を除いたモデルである。モデル①の分析結果をみると、P 値は 0.002 で 1%有意の結果を表しているの、本稿での仮説「地域コミュニティに加入することが高齢者の犯罪率の低下につながる」が実証されたといえる。しかし、総歳出額における老人福祉費歳出額割合の P 値が高い値(0.5116)を示していた。そこで、分析の頑健性を高めるために、老人福祉費歳出額割合を除いたモデルでの分析も行った。以下で、老人福祉費歳出額割合を含めた分析結果と老人福祉費歳出額割合を除いた分析結果を比較する。

モデル②における老人クラブ加入率の推定結果をみると、モデル①同様、係数が負の値で 1%有意の結果を表しており、老人福祉費歳出額を説明変数から除いたモデル②においても本稿での仮説が実証されたといえる。したがって、高齢者犯罪を抑制するためには、地域コミュニティ加入率を高めることが必要である。この分析結果を踏まえ、第 5 章では政策提言を行う。尚、パネル分析を行う際、他に変量効果モデル、プーリングモデルを用いることも考えられるが、F 検定、ブロイシュ＝ペーガン検定、ハウスマン検定により固定効果モデルが選択されたため、本稿では固定効果モデルでの分析結果のみを扱った。F 検定、ブロイシュ＝ペーガン検定、ハウスマン検定の結果は表 4-4 の通りである。

表 4-3 分析結果

被説明変数：高齢者千人当たり高齢者検挙人員

	モデル①	モデル②
定数項	11.3604** (4.2919)	11.2137** (4.2755)
老人クラブ加入率	-0.0059*** (0.0015)	-0.0059*** (0.0015)
高齢者千人当たり 生活保護受給者数	0.0316 (0.0193)	0.0309 (0.0192)
国民年金平均 受給月額	-0.0002* (0.0001)	-0.0002* (0.0001)
完全失業率	-0.0594 (0.0432)	-0.0545 (0.424)
老人福祉費歳出額 割合	1.10912 (1.6844)	
サンプル数	149	149
within. R^2	0.1754	0.1723

()内は標準誤差

*は 10%有意水準で帰無仮説を棄却したもの。

**は 5%有意水準で帰無仮説を棄却したもの。

***は 1%有意水準で帰無仮説を棄却したもの。

表 4-4 検定結果

	P 値
F 検定	0.0004626
ブロイシュ＝ペーガン検定	6.0769e-034
ハウスマン検定	2.09561e-027

第5章 政策提言

本章では、われわれが掲げた「高齢者犯罪を減らす環境を創る」という問題意識に対する政策として「マイナンバー制度におけるマイ・ポータル⁶の活用」を提言する。

まず、前章までの流れを確認する。第2章では社会的孤立が高齢者犯罪の主な要因であることを示し、第3章では地域コミュニティに加入することによって社会的孤立が解消できることを示した。さらに、第4章では高齢者が地域コミュニティに加入することが高齢者犯罪の減少につながることを分析によって明らかにした。したがって、高齢者犯罪を減らす環境創りを目的とした、地域コミュニティへの参加を促す仕組みとして「マイ・ポータル⁶の活用」を提言する。

第1節 コミュニティにおける現状

本節では第1項で高齢者の地域コミュニティへの参加状況、第2項でそのような状況が生じた原因、第3項で原因を踏まえた政策提言の方向性を述べていく。

第1項 高齢者のコミュニティ参加状況

まず、高齢者が地域コミュニティに参加することをどのように考えているかについて考察する。その際、われわれは現在の高齢者の状況だけでなく、近い将来高齢者になる者についてもあわせてみていくことにした。なぜなら、今後の高齢化の進展を考慮すると、高齢者だけでなく、それに近い世代についても状況を把握することが必要であると考えたからである。そのため対象として50代のデータも含まれているものがある。また本稿では高齢者を65歳以上と定義したが、データとして存在するのは60歳以上を対象としたアンケートのみであった。この点に留意する必要があるが、このアンケート対象には65歳以上の者も含まれていることから、このアンケートを用いることとした。

図5-1は全国の60歳以上の男女を対象とした、高齢者のグループ活動への参加状況と参加意向に関する内閣府の意識調査の結果である。高齢者の中にはグループ活動、つまり地域コミュニティ活動に対して「参加したい」が54.1%、「参加したいが、事情があって参加できない」が16.2%となっており、参加したいと考えている人は全体で70.3%にもなる。この値は実際に「参加したものがあつた」の59.2%を上回っている。参加したものがあつた人より、参加したいと思っている人が多いことから、高齢者の中には地域コミュニティ活動に参加したいと思つても参加できない人がいることがわかる。また「参加したくない」は27.3%となっており、地域コミュニティ活動に参加したくないと思つている人も一定数いることがわかる。

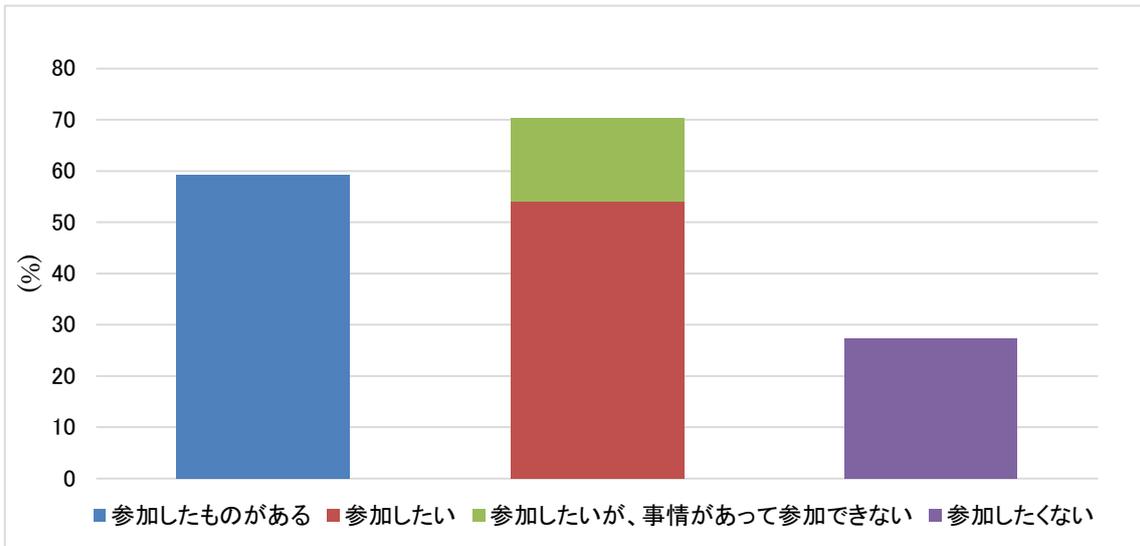
図5-2は、社会的（地域）活動の参加状況についての結果を示したものである⁶。50~69歳の中で65歳以上を除く世代のことを、最も近い将来高齢者になることから、ここでは「高齢者予備軍」と呼ぶことにする。ここでは社会的活動、つまり地域コミュニティ活動に対して「参加している（していた）活動があつた」の21.6%より「参加している（してい

⁶対象は平成22年度国勢調査にもとづく人口構成比によって無作為抽出した全国47都道府県在住の50~69歳の男女

た) 活動はないが、将来的には参加しようと思っている」の 27.9%が上回っている。このことから、地域コミュニティ活動に対して参加したいと思っても参加できない人が「高齢者予備軍」世代にも存在することがわかる。また、このアンケートにおいては 50~69 歳を対象としており、仕事をしている人も多いと予想されるため、地域コミュニティ活動に対して「参加している活動はなく、今後も参加する意思はない」は 50.5%と高い値となっている。

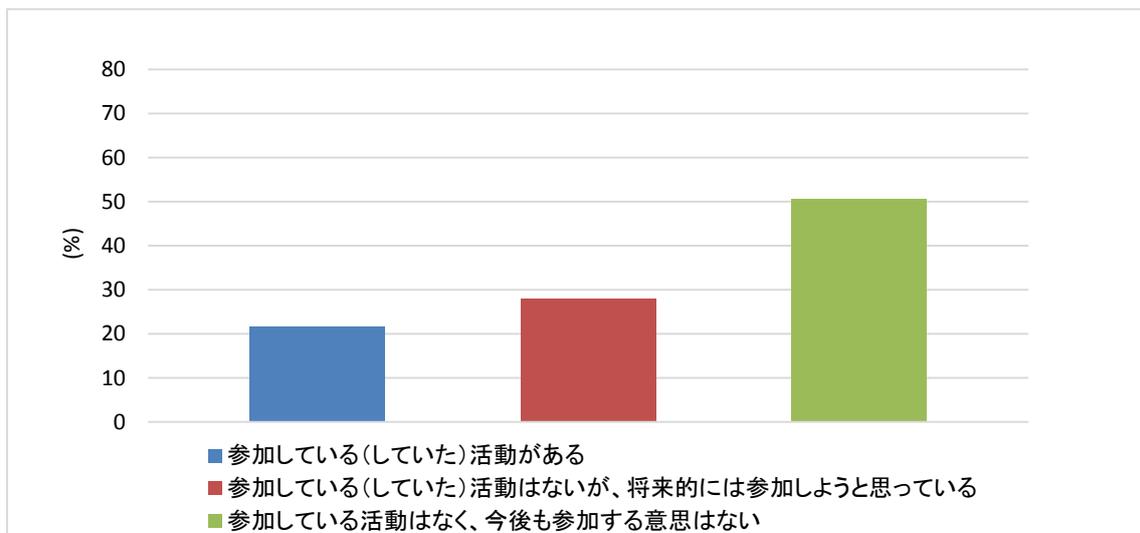
以上 2 つの結果より、高齢者と高齢者予備軍において地域コミュニティ活動に加入していない人の中には「参加したいが参加できない人」、「参加したくない人」が存在することがわかる。

図 5-1 高齢者のグループ活動への参加状況と参加意向(60 歳以上対象)



出典：内閣府（平成 20 年度）「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」より筆者作成

図 5-2 社会的(地域)活動の参加状況



出典：東京大学高齢社会総合研究機構（2014）「高齢者の社会参加の実態とニーズを踏まえた社会参加促進策の開発と社会参加効果の実証に関する調査研究事業 報告書」より筆者作成

第2項 高齢者がコミュニティに加入しない原因

次に、高齢者や高齢者予備軍の中に地域コミュニティ活動に参加したいと思っても参加できない人や参加したくないと考える人がいる理由を考察していく。

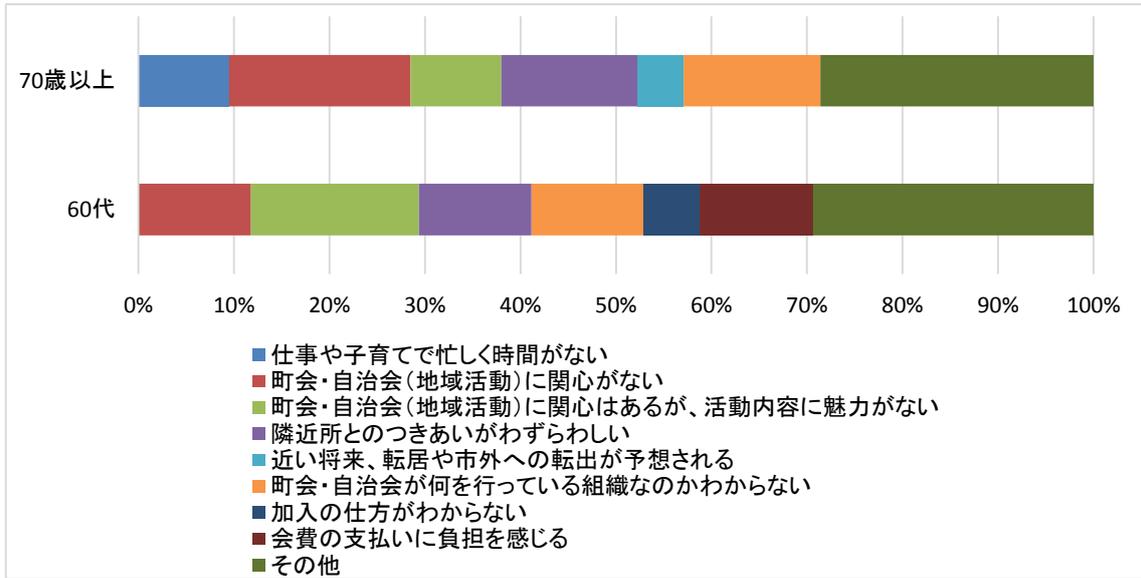
図 5-3 は東京都の福生市役所が行った、地域コミュニティに関しての年代別のアンケート調査の中で、60代と70歳以上の町会・自治会（地域活動）に加入しない理由を示したものである。全国単位でのアンケート調査が入手できなかったため、本稿では福生市の結果を参考として用いる。またここでは町会・自治会についてのみ未加入の理由を調査しているが、これらはわれわれが定義した地域コミュニティの定義に含まれているため、この町会・自治会を地域コミュニティの一例として取り上げることとする。高齢者が地域コミュニティ活動に加入しない理由は様々だが、特に「町会・自治会（地域活動）に関心がない」、「町会・自治会（地域活動）に関心はあるが、活動自体に魅力がない」、「隣近所とのつきあいがわずらわしい」、「町会・自治会が何を行っている組織なのかわからない」と回答する人が60歳代と70歳以上のどちらの世代にも一定割合いることがわかる。この理由を大別すると、高齢者がコミュニティ活動に参加しない理由は「活動に魅力や関心がない」、「地域コミュニティの情報がない」、「隣近所とのつきあいがわずらわしい」が挙げられる。

図 5-4 は社会活動へ参加しない理由についての結果を示したものである⁷。こちらのアンケートについても高齢者予備軍(高齢者と一部対象重複)が地域コミュニティ活動に参加しない理由は様々だが、大別すると「活動に魅力がない」、「地域コミュニティの情報がない」、「仕事で忙しい」、「健康状態がよくない」が挙げられる。

以上 2 つの結果より、地域コミュニティ活動に加入しない理由として高齢者、高齢者予備軍のどちらにも共通し、解決可能性があるものとして挙げられるのが「地域コミュニティの情報がない」「地域コミュニティ活動に魅力がない」である。

⁷ 対象は図 5-2 と同様

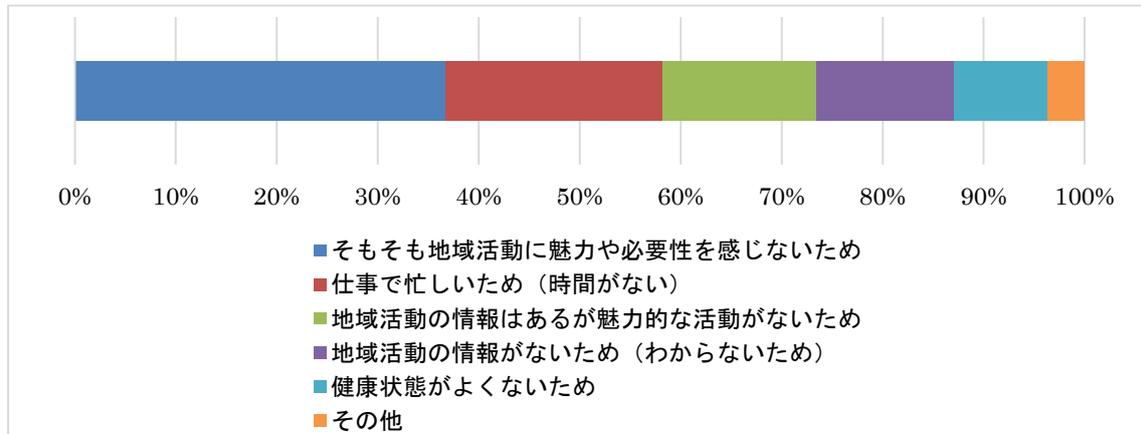
図 5-3 町会・自治会(地域活動)に加入しない理由



出典：福生市役所（2006）「地域コミュニティ(町会・自治会活動等)に関するアンケート調査結果報告書」

より筆者作成

図 5-4 社会活動不参加の理由(社会活動に不参加で今後の活動意欲もない人の回答・複数回答)



出典：東京大学高齢社会総合研究機構（2014）「高齢者の社会参加の実態とニーズを踏まえた社会参加促進策の開発と社会参加効果の実証に関する調査研究事業 報告書」より筆者作成

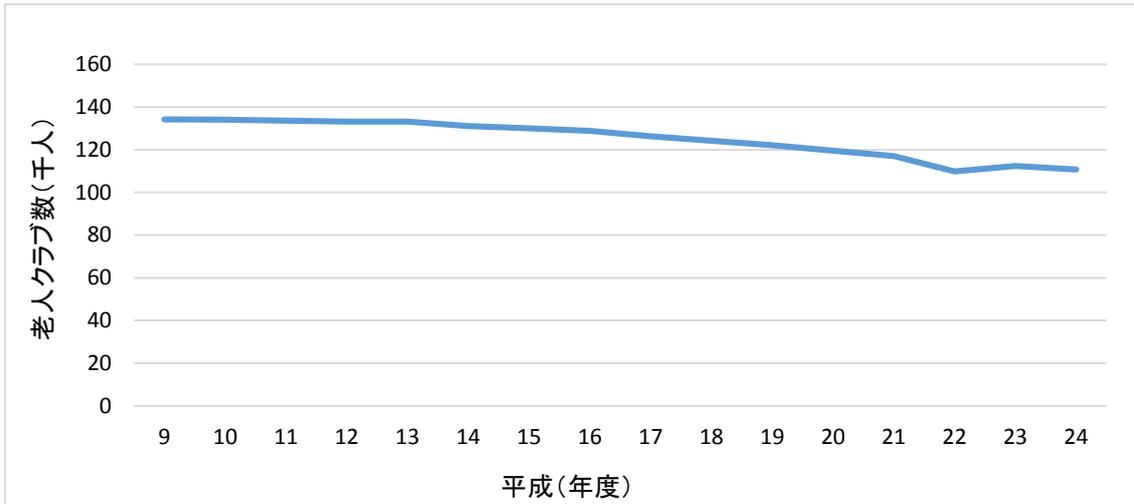
第3項 政策の方向性

本項では、①高齢者の地域コミュニティへの加入率を高めるための仕組み、②地域コミュニティの加入率を高める重要性、③新たな仕組み構築の必要性、以上 3 点について述べていく。

まず、①高齢者の地域コミュニティへの加入率を高めるための仕組みについてみていく。第 1 項で述べたように、高齢者や高齢者予備軍で地域コミュニティ活動に加入しない人の中に「参加したいが参加できない人」、「参加したくない人」が存在する。さらに、第 2 項より加入しない理由として主に「活動に魅力がない」、「地域コミュニティの情報がない」が挙げられる。これらを分類すると、「参加したいが参加できない人」が地域コミュニティに加入しない主な理由は、地域コミュニティの情報がないからである。また、「参加したくない人」が加入しない主な理由として、活動に魅力がないことが挙げられる。したがって、高齢者が地域コミュニティの情報がないと思う状況や、活動に魅力がないと考える状況を解決することができれば、地域コミュニティに加入しない高齢者の内、「参加したいが参加できない人」も「参加したくない人」も参加させることができる可能性がある。この状況の解決方法として、われわれは「ひとりひとりのニーズに合った地域コミュニティ情報を高齢者が確実に受け取れる仕組み」を実現させる必要があると考えた。高齢者が自分のニーズに合った情報を受け取ることによって、活動に魅力がないという状況を解決でき、また、高齢者が地域コミュニティ情報を確実に受け取ることができれば、情報がないという状況も解決できる。したがって、この仕組みが実現できればより多くの高齢者が地域コミュニティに参加すると推察される。

次に、②地域コミュニティの加入率を高める重要性についてみていく。ここでは老人クラブを例に地域コミュニティの数についてみていく。図 5-5 は老人クラブ数の推移を示したものである。図 5-5 より老人クラブ数は減少傾向にあることがわかる。この地域コミュニティの数の減少には多くの原因があると考えられるが、その 1 つには先ほどの地域コミュニティへの加入率が影響していると推察される。上述したように地域コミュニティに対して「活動に魅力がない」、「地域コミュニティの情報がない」という現状がある。この現状によって地域コミュニティへ参加する人が減り、その結果地域コミュニティの数の減少を招いていると推察される。したがって、地域コミュニティへの加入率を高めることによって、地域コミュニティの数の減少も食い止めることができると考えられる。

図 5-5 老人クラブ数 推移



出典：厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 9～24 年度）「社会福祉行政業務報告」

最後に③新たな仕組み構築の必要性について整理する。現在、高齢者に地域コミュニティ情報を伝える手段として、杉並区や小平市の「高齢者のしおり」などが存在する。これらは、区内や市内における高齢者サービスの情報や高齢者施設、団体の紹介など高齢者の地域コミュニティ情報を統一的に掲載した冊子である。他にも、各自治体によって発行される、地域内での活動やお知らせなどを掲載した広報などもある。しかし、「高齢者のしおり」などの高齢者地域コミュニティ情報誌は年 1 回や 3 年に 1 回など発行頻度が高くないという現状があり、情報が更新されない中で高齢者がニーズに合った情報を受け取ることができないという課題がある。また広報についても自治会に入っていない人には配布されないため、情報を受け取ることができない高齢者が存在することになる。したがって、現存する紙媒体の地域コミュニティ伝達手段は、ニーズに合った情報を高齢者に確実に流す仕組みとして不完全であるといえる。高齢者が地域コミュニティに参加しやすい環境を創り出すには、よりニーズに合った情報を高齢者が確実に受け取れる仕組みが必要であると考えられる。

したがって、われわれは平成 28 年より運用が開始されるマイナンバー制度に目を向けた。その中の「マイ・ポータル」を活用した、高齢者への情報発信の仕組みを考えた。次節で政策の内容について詳しくみていく。

第2節 政策の概要

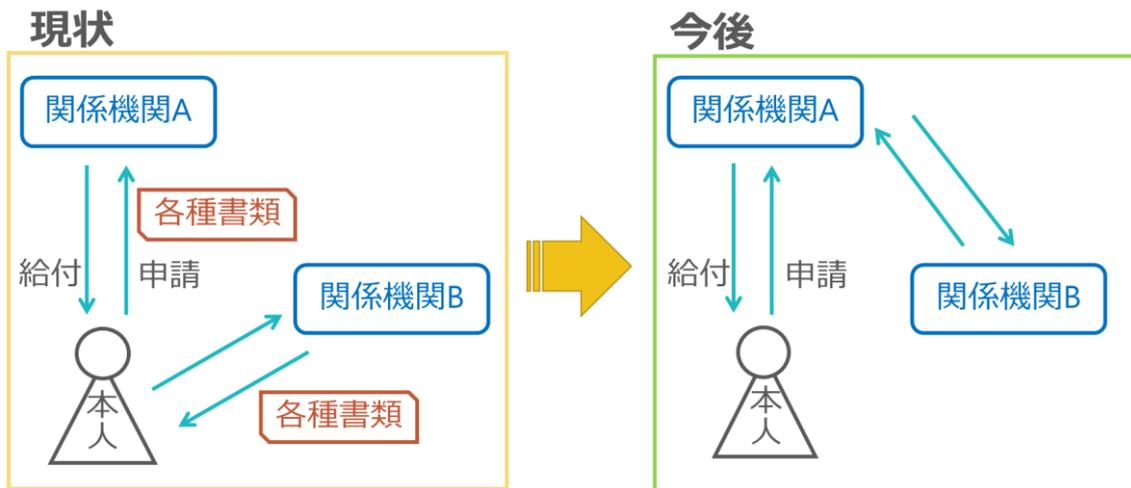
本節では、第 1 項でマイナンバー制度の概要とマイ・ポータルについて説明する。第 2 項では政策におけるマイ・ポータルの活用方法について述べる。第 3 項では政策のシミュレーションを行う。

第1項 マイナンバー制度の概要

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）とは、内閣官房が進めているもので、住民票を有するすべての人に 1 人 1 つの番号（12 桁）を付すものである。これは複数の機関に存在する個人情報を同一人のものであるということを確認する際の社会基盤となると考えられている。マイナンバー制度導入の目的には①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現、以上の 3 つがある。①行政の効率化については、行政機関などで様々な情報の照会などに要する時間や労力が大幅に削減され、複数の業務間での連携により、作業の重複や無駄が削減されるといえる。また、行政の効率化によるコスト削減効果も期待できる。②国民の利便性の向上については、添付書類の削減などにより、行政手続きが簡素化し、国民の負担が軽減されるといえる。また、行政機関が持つ自分の情報の確認や行政機関からの様々なサービスのお知らせを受け取ることができる。③公平・公正な社会の実現については、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止し、本当にサービスを必要としている人にきめ細かな支援を行えるようになる。また、これにより消えた年金のような問題も生じなくなると予想される。

マイナンバーの利用により、社会保障分野において実現可能になることとして、国民年金保険料の免除、高額療養費の決定等における所得証明書等の添付省略、未支給年金の請求等における住民票の添付省略などがある。図 5-6 は社会保障手続きの現状とマイナンバー制度導入後を示したものである。現状の社会保障手続きでは、所得証明書や住民票などの添付書類を関係機関 A から求められた場合、本人は関係機関 B からその書類を取得した上で申請することになっている。しかし、マイナンバー制度導入後は関係機関 A と関係機関 B の間で情報をやりとりすることで、添付資料の省略が図れることになる。また、住民基本台帳カードのように普及率が伸びないのではないかという懸念もあるが、住民基本台帳カードは身分証明書としての利用が中心であったのに対し、個人番号カードは上記のように社会保障や税の多くの分野で必要とされ、個人番号を確認する機会が飛躍的に増すため、普及率は高まると推察される。

図 5-6 社会保障分野における変化



出典；内閣官房（2012）「マイナンバー法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」配布資料
資料 9 より筆者作成

次に、マイナンバー制度の今後の実施スケジュールについて述べていく。まず、平成 27 年 10 月に市区町村から、住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が送られ、このカードに記載されているマイナンバーが一生使用されることとなる。次に平成 28 年 1 月以降に IC チップが搭載された「個人番号カード」が申請により交付され、これ以降は年金の給付、医療保険の保険料徴収、福祉分野の給付や生活保護などの社会保障、確定申告などの税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要となる。そして、平成 29 年 1 月からわれわれの政策の軸となる情報提供等記録開示システム（以下「マイ・ポータル」）が稼働予定である。

マイ・ポータルとは、マイナンバーに係る情報表示や行政サービスを提供するものであり、詳細については現在検討中となっているが、主な機能は①自己情報表示、②情報提供等記録表示、③プッシュ型サービス、④ワンストップサービス、以上 4 つである(図 5-7)。①自己情報表示は、行政機関が持っている自分の特定個人情報⁸について確認する機能である。②情報提供等記録表示は、自分の特定情報をいつ、誰が、なぜ情報提供したのかを確認する機能である。③プッシュ型サービスはひとりひとりに合った行政機関などからのお知らせを表示する機能である。④ワンストップサービスは、行政機関などへの手続きを一度で済ませる機能である。①自己情報表示や、②情報提供等記録表示により、年金や医療保険料、税の確定申告などの情報閲覧のために国民は必然的にマイ・ポータルを利用することとなり、これは高齢者も例外ではない。したがって、われわれはマイ・ポータルを活用することで高齢者が地域コミュニティの情報を確実に得られる状況を創ることができると考えた。

⁸ マイナンバーやマイナンバーに対応する符号を含む個人情報のことである。マイナンバーに対応する符号とは、マイナンバーに対応し、マイナンバーに代わって用いられる番号や記号などで、住民票コード以外のものを言う。

図 5-7 マイ・ポータルの主な機能

自己情報表示	行政機関が持つ自己の情報の確認
情報提供等記録表示	自己の個人情報の詳細な提供の確認
プッシュ型サービス	行政機関からのお知らせの表示
ワンストップサービス	行政手続きの簡素化

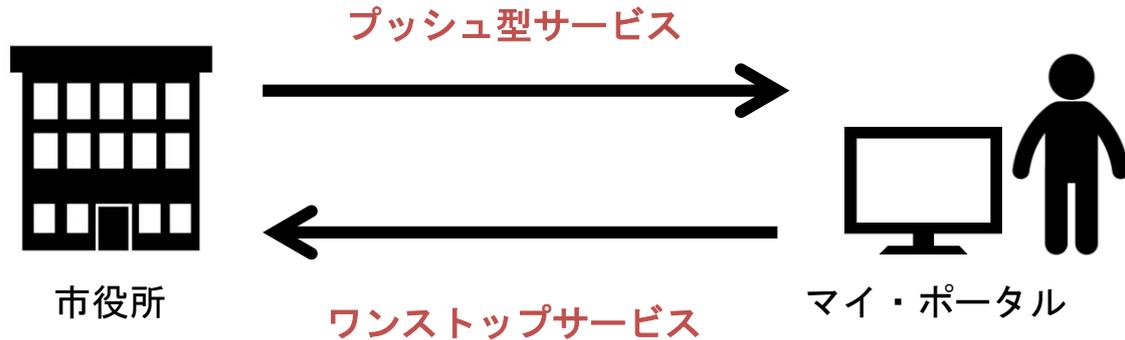
出典：内閣官房 HP より筆者作成

第2項 マイ・ポータルの活用

本項では、マイナンバー制度におけるマイ・ポータルの活用方法について述べていく。前節第 2 項より、高齢者が地域コミュニティに加入しない理由として情報が無い、魅力が無いということを示し、前節第 3 項より、現在の高齢者への情報伝達手段には、地域コミュニティ情報が集約された冊子が発行されているが、その発行頻度が低いことや、自治会未加入者には広報が配布されないという問題があることを述べた。この問題を解決する手段として、高齢者のニーズに合った地域コミュニティの情報を伝達する仕組みを構築する。

内閣官房は現在、本節第 1 項で述べたマイ・ポータルの主な機能の中で、プッシュ型サービスとワンストップサービスを使用したきめ細かい行政サービスの周知・提供を検討している。具体的な仕組みとしては、地方公共団体が利用できる支援サービスや助成等について対象者を予め抽出し、マイ・ポータルのプッシュ型サービスを使用して直接本人に知らせる。そして、利用を希望する場合はワンストップサービスを利用して申請を行うというものである。これにより行政側が利用者に情報を伝える、利用者が行政側にニーズを伝えるという双方向の流れが実現することになる(図 5-8)。

図 5-8 内閣官房の検討案



また、現在多くの先進国でマイナンバー制度が導入されているが、中でもスウェーデンは番号利用の範囲が広く、ほとんどの行政サービスでマイナンバーが使用され、民間での活用も行われている。そして、登録された個人情報や国税庁に集約されるが、マイナンバーと共に登録されている氏名、住所などの情報は、それとは別に SPAR⁹が民間に有料で提供することができる。これにより、民間企業が高齢者など特定層に対するマーケティングとして個人に直接広告を出すことも可能となっている。

われわれはこれらの仕組みを参考にし、現在は社会保障、税、災害対策にのみ使用される予定となっているマイナンバーの使用範囲を広げようと考えた。具体的には 65 歳以上のすべての高齢者に対して市町村がマイ・ポータルへ広告として各地域コミュニティの情報を流すというものである。これにより、地域コミュニティの情報を高齢者が確実に受け取れる仕組みを構築する。さらに、この広告は市町村単位での提供を予定しているが、隣接した市町村のものも閲覧可能とする。

高齢者のニーズに応える方法としては、①マイ・ポータルに検索機能を付けること、②マイ・ポータルにアンケート機能を付けること、以上の 2 点を考えた。まず、検索機能については高齢者が参加したい活動を入力するとその条件に合った地域コミュニティの情報が表示される仕組みを創る。それに加えて、過去の参加状況や検索履歴から、その人へのおすすめ活動が表示される機能も付ける。これにより、高齢者が地域コミュニティ活動により関心が持てるシステムを構築し、地域コミュニティの加入率を高める仕組みとする。次に、アンケート機能は、広告や検索機能を使用しても参加したい活動がない高齢者が、地域コミュニティへニーズを伝える手段である。武蔵野市における調査¹⁰では、コミュニティ協議会¹¹は声に出てこない市民ニーズが分からないといった意見もあると記されている。これは市民ニーズに対する意見であり、高齢者に限った意見ではないが、高齢者のニーズも分からないという現状があると推察される。したがって、このアンケート機能により高齢者側は伝えきれていないニーズを伝え、地域コミュニティ側もそれを受け取ることが可能になる。

そして、これらによって前節で述べたような「ひとりひとりのニーズに合った地域コミュニティ情報を高齢者が確実に受け取れる仕組み」が実現可能になると考えられる。

また、パソコンがない高齢者への対応として、内閣官房はパソコンがない人もマイ・ポータルが利用できるよう、公的機関への端末設置を検討している。この公的機関の詳細

⁹ SPAR (Swedish Population and Address Register) 国税庁所管の独立性の高い機関で、社会に対し住民の正しい姓名と住所情報を提供することを目的としている。

¹⁰ 武蔵野市 HP 「基礎調査から見える武蔵野市のコミュニティの現状と課題」

¹¹ 地域市民でつくる組織。コミュニティづくりを進めることとして自主参加、自主企画、自主運営の 3 つを原則としており、市とのパートナーシップにより個性あるコミュニティづくりを進めている。

については現在未定であるが、われわれは全国の市町村の役所を設置場所として検討し、そこに相談窓口を設置して行政の職員が端末操作の分からない高齢者に補助を行う仕組みを考えた。これにより、パソコンが使えない高齢者も地域コミュニティの情報が受け取ることが可能になる。そして、自分の参加したい活動が簡単に探せるため、今まで地域コミュニティの情報が全くなかった高齢者も地域コミュニティ活動に参加する可能性が高まると推察される。

また、近年、過度な個人情報保護の流れが強まっているという現状を第 3 章で述べたが、マイナンバー制度によるマイ・ポータルを活用では、ひとりひとりのマイ・ポータルへ直接情報が流せるため、個人情報保護の観点からは問題点はなくなると推察される。

第3項 シミュレーション

上述したシステムを踏まえて、マイ・ポータルを活用した情報連携がどのように行われるかを地域コミュニティ側と高齢者側に分けて具体的にみていく。

まず、地域コミュニティ側から高齢者への情報提供について説明する。図 5-9 のように各地域コミュニティが市町村の役所に自分たちの活動内容や活動日など必要な情報を広告として渡す。その際に地域コミュニティ側はメールアドレスと住所を市町村に登録する。市町村は各地域コミュニティからの情報を集約して地域の高齢者のマイ・ポータルにプッシュ型サービスを使って表示する(図 5-10)。

図 5-9 各地域コミュニティから高齢者への情報の流れ

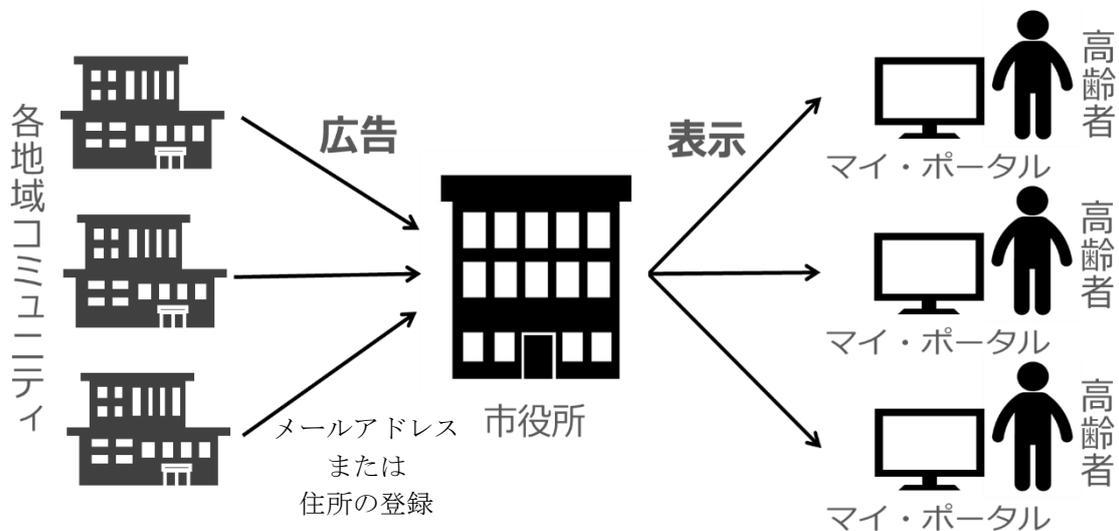
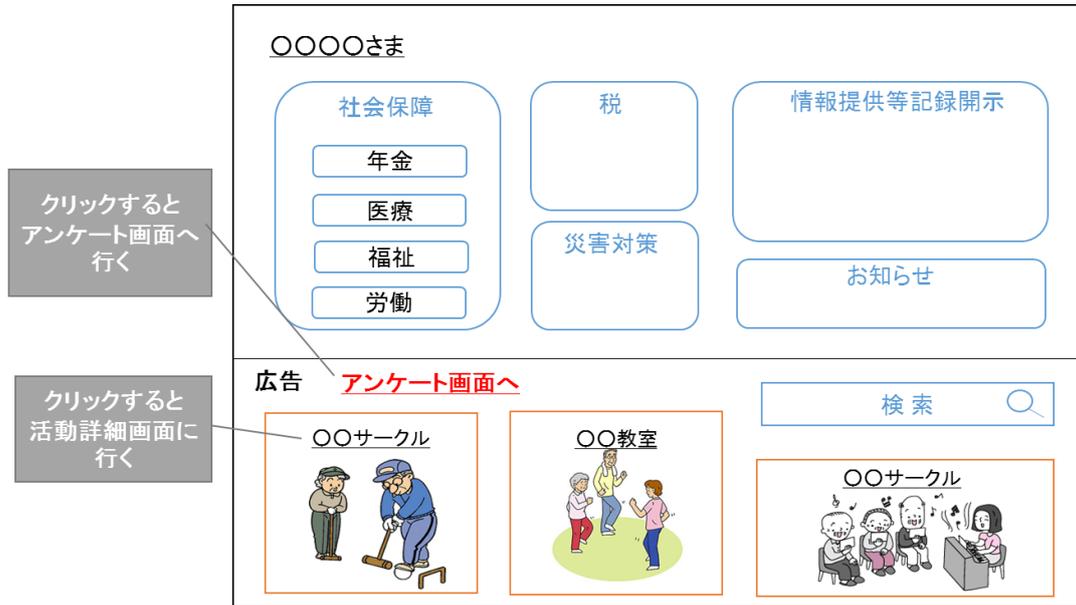


図 5-10 マイ・ポータルイメージ図



次に、高齢者から地域コミュニティへの情報の流れを説明する。第 2 項で述べたように、マイ・ポータルには高齢者ひとりひとりの過去の参加状況や検索履歴からおすすめの活動がいくつか表示されるようにする。このおすすめ表示は図 5-11 のようなそれぞれの活動の詳細画面に行くようになっており、活動内容などをみて参加意欲を持った場合、参加ボタンを押すとその情報が役所に伝達されるようにする。また、おすすめ表示以外の活動を探したい場合には、図 5-10 にあるようにマイ・ポータルの検索バーにキーワードを打ち込む。すると関連するような地域コミュニティの詳細情報が表示され、先ほどと同様の手続きを行うと、役所に情報が伝わる。その際、名前や連絡先といった情報を各地域コミュニティに伝えることを承認する同意画面も表示され、同意が得られれば役所は各地域コミュニティに高齢者の情報を伝える(図 5-12)。

図 5-11 各コミュニティの情報詳細画面のイメージ図

〇〇サークル **参加する** ←参加したい方はこちらのボタンを押してください

活動内容：参加者全員でゲートボールをしながら仲良く活動しています！

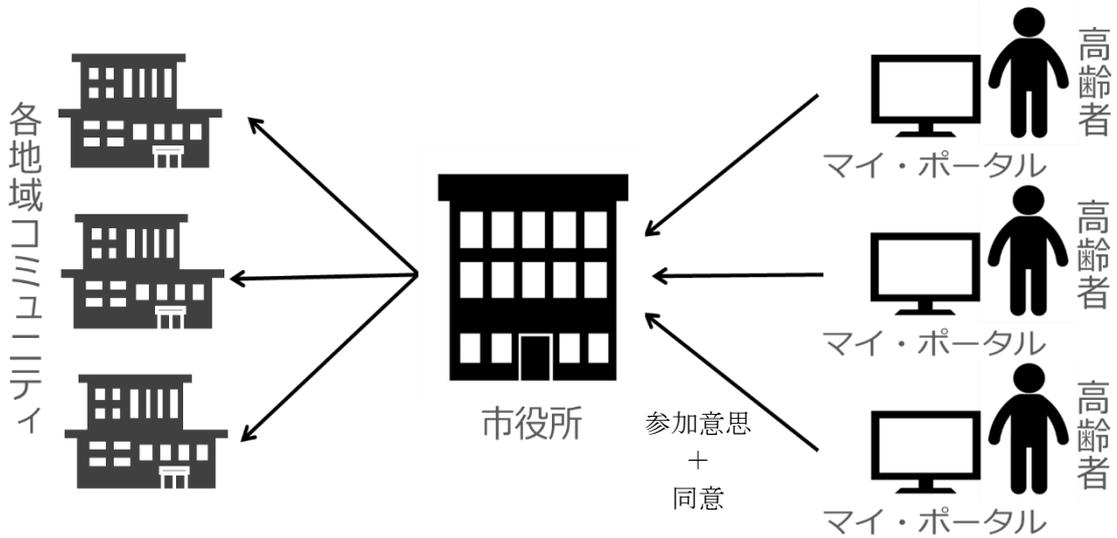
活動場所：〇〇公園 活動日：毎週月曜日・木曜日

参加方法：活動日の午前9時に〇〇公園に
集合してください。

連絡先：000-000-0000



図 5-12 参加する際の高齢者から地域コミュニティへの流れ



また、第 2 項で述べたように、高齢者が参加する活動を探す際に参加したい活動がない場合、図 5-10 にあるようなアンケート画面へのリンクに行くようにする。アンケート画面のイメージ図は図 5-13 である。アンケート画面へのリンクは高齢者全員のマイ・ポータルに表示されるため、参加したい活動がある人、参加したい活動がない人がどちらも回答できる。そのため、より多くの高齢者の意見を聞くことができると推察される。これにより高齢者のニーズをより正確に把握できると考えられる。役所は月に 1 回程度の頻度で収集した高齢者の意見を各地域コミュニティへ伝える。市町村には地域コミュニティのメールアドレスと住所が登録されているため、市町村はその連絡先にメールまたは郵送でアンケート結果を送る(図 5-14)。地域コミュニティは受け取った意見を元にして、活動内容を検討していくことができるため、より高齢者のニーズに合った活動を提供できると考えられる。

図 5-13 アンケート画面のイメージ図

活動内容に関するアンケート

問 1 は該当する方をクリックし、問 2 は自由に記入してください。

問 1.参加してみたい活動はありましたか。

はい

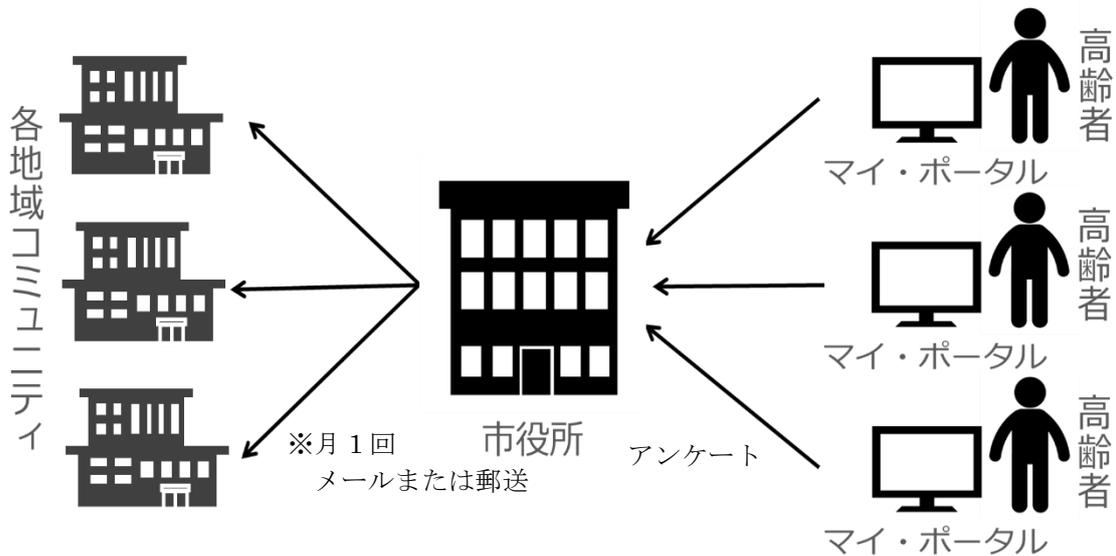
いいえ

問 2.今後参加してみたい活動があれば、ご自由にお書きください。

送信

← [最後にこちらのボタンをクリックしてください](#)

図 5-14 アンケートにおける高齢者から各地域コミュニティへの流れ



地域コミュニティと高齢者の双方の流れによって高齢者は自分のニーズに合った地域コミュニティ情報を確実に受け取れることができ、これによってより多くの高齢者が地域コミュニティへ参加すると推察される。

第3節 政策提言におけるまとめと今後の展望

高齢者の犯罪抑制を目的とした、地域コミュニティへの加入率をあげるための政策として、われわれは「マイナンバー制度におけるマイ・ポータルの活用」を提言した。この仕組みは、マイナンバー制度の導入によって必然的に利用することになるマイ・ポータルを活用するものである。マイ・ポータルに各地域コミュニティの情報を流すことによって、高齢者への情報の流れが確実なものとなる。さらに、マイ・ポータルに検索機能を付けることによって、高齢者は参加したいと思う地域コミュニティの情報をより確実に見つけることができる。本項の政策における新たな仕組みによって、高齢者はニーズに合った地域コミュニティ情報を確実に得ることができるようになる。そして、地域コミュニティに参加する高齢者は増えていくと推察される。

しかし、自分のニーズに合っているとはいえ、情報を得た高齢者が必ず地域コミュニティに参加するとは限らない。その点でこの政策にはまだ課題が残る。だが、高齢者が地域コミュニティの情報を知る手段が乏しいという現状において、まずはマイ・ポータルを活用することによる地域コミュニティ情報の流れを実現することが必要である。

前述したとおり、高齢者犯罪を減らす環境を創るためには社会的孤立の解消が必要である。そして、社会的孤立の解決策の1つとして、本稿では高齢者が地域コミュニティに参加する必要性について述べた。われわれは、地域のつながりの希薄化を解消することで、高齢者犯罪の抑制を目指した。そこでわれわれは、マイナンバー制度におけるマイ・ポータルを活用することで、高齢者と地域コミュニティのつながりを創出する政策を提言した。これにより、高齢者が地域コミュニティに参加し、高齢者の社会的孤立は解消される。そして、結果として高齢者犯罪が抑制される。

高齢者の地域コミュニティへの加入率が高まっていくということは、高齢者と地域のつながりが強くなっていくということである。地域のつながりが強くなっていくことによ

り、高齢者犯罪の抑制だけでなく、地域の防犯意識の改善や孤立死の防止など、他の様々な社会問題の解決も期待できる。これにより、高齢者だけでなく、地域住民全体にとって、より暮らしやすい町が実現されていくだろう。

われわれの提言が、「安心・安全な社会」形成の一助となることを願う。

先行研究・参考文献・データ出典

参考文献

- ・ 中尾暢見 (2014) 「激増する高齢者犯罪」 専修人間科学論集 社会学編 vol.4, No.2, p.101~117
- ・ 藤沢彦一郎 (2012) 「年齢効果説の再考と高齢者犯罪急増の要因分析」
- ・ 内閣府 「平成 22 年版高齢社会白書」
- ・ 藤森克彦 (2008) 「単身世帯の増加と求められるセーフティネットの再構築—『一人でも生きられる社会』に向けて—」
- ・ 細井洋子 (2012) 「高齢者犯罪の概要と課題」 『犯罪と非行』 173 号、p.6-p.36
- ・ 内閣府 (2003) 「ソーシャル・キャピタル：豊かな人間関係と市民活動の好循環を求めて」 <https://www.npo-homepage.go.jp/data/report9.html> 2014/11/03 取得
- ・ 杉並区役所 HP
<http://www2.city.suginami.tokyo.jp/guide/guide.asp?n1=40&n2=980&n3=100>
2014/10/31 取得
- ・ 小平市役所 HP
<http://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/021/021357.html> 2014/10/31 取得
- ・ 内閣官房 社会保障・税番号制度 HP
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html> 2014/10/31 取得
- ・ 首相官邸 HP
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/senmon_bunka/number/dai1/gijisidai.html
2014/10/31 取得
- ・ 総務省 (2012) 「諸外国における国民 ID 制度の現状等に関する調査研究報告書」
- ・ 湯元健治 (2011) 「共通番号制度導入への道筋—スウェーデンの実例に学ぶ利便性の高い番号利用を一」 『Business & Economic Review』 2011 年 9 月号 日本総研
<http://www.jri.co.jp/report/medium/publication/ber/2011/> 2014/11/2 取得
- ・ 内閣官房 (2012) 「マイナンバー法案についての都道府県・指定都市担当課長説明会」
配布資料 9
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/houansetumei/gijisidai.html> 2014/11/3
取得

データ出典

- ・法務省 「平成 24 年版 犯罪白書」
- ・法務省 「平成 25 年版 犯罪白書」
- ・総務省統計局 (2012) 「人口推計 長期時系列データ」
- ・総務省統計局 (2011) 「人口推計」
- ・総務省統計局 (2012) 「人口推計」
- ・太田達也 (2009) 「高齢者犯罪の実態と対策」
- ・OECD StatExtracts <http://stats.oecd.org/> 2014/11/3 取得
- ・警視庁・警察政策研究センター、太田達也 (2013) 「高齢者犯罪の特性と犯罪要因に関する調査」
- ・警察庁 「平成元年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 2 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 3 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 4 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 5 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 6 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 7 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 8 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 9 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 10 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 11 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 12 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 13 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 14 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 15 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 16 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 17 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 18 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 19 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 20 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 21 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 22 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 23 年の犯罪」
- ・警察庁 「平成 24 年の犯罪」
- ・警視庁 (2009) 「万引きに関する調査研究報告書」
- ・法務省 「平成 20 年版犯罪白書」
- ・厚生労働省 「国民生活基礎調査」 (1995,1998,2003,2012)
- ・内閣府 (平成 25 年度) 「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h25/sougou/zentai/index.html> 2014/10/16 取得
- ・総務省 「平成 22 年国勢調査」
- ・土堤内昭雄 (2010) 「高齢者の社会的孤立について―地域に居場所をつくる―」 『ジェントロジージャーナル』 No10_002,p.34~39
- ・八王子市都市政策研究所 (2011) 「より豊かな高齢社会を目指して～八王子の未来を考える～」
- ・総務省統計局 (2014) 「労働力調査」

- <http://www.stat.go.jp/data/roudou/longtime/03roudou.htm#hyo> 2014/10/31 取得
- ・ 総務省（平成 18 年度）「都道府県決算状況調」
<http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2011/index.htm> 2014/10/29 取得
 - ・ 総務省（平成 19 年度）「都道府県決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h19_todohuken.html 2014/10/29 取得
 - ・ 総務省（平成 20 年度）「都道府県決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h20_todohuken.html 2014/10/29 取得
 - ・ 総務省（平成 21 年度）「都道府県決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h21_todohuken.html 2014/10/29 取得
 - ・ 総務省（平成 22 年度）「都道府県決算状況調」
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/h22_todohuken.html 2014/10/29 取得
 - ・ 厚生労働省（2006）「被保護者全国一斉調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001055287&disp=Other&requestSender=search 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省（2007）「被保護者全国一斉調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001055731&disp=Other&requestSender=search 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省（2008）「被保護者全国一斉調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001063281&disp=Other&requestSender=search 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省（2009）「被保護者全国一斉調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001071661&disp=Other&requestSender=search 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省（2010）「被保護者全国一斉調査」
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001087771&disp=Other&requestSender=search 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 18 年度）「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060102> 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 19 年度）「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060088> 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 20 年度）「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001059922> 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 21 年度）「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068635> 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部（平成 22 年度）「社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084591> 2014/10/22 取得
 - ・ 厚生労働省（平成 18 年度）「厚生年金保険・国民年金事業の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/gaikyo/> 2014/10/25 取得
 - ・ 厚生労働省（平成 19 年度）「厚生年金保険・国民年金事業の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/gaikyo/> 2014/10/25 取得
 - ・ 厚生労働省（平成 20 年度）「厚生年金保険・国民年金事業の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/gaikyo/> 2014/10/25 取得

- ・厚生労働省 (平成 21 年度) 「厚生年金保険・国民年金事業の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/gaikyo/> 2014/10/25 取得
- ・厚生労働省 (平成 22 年度) 「厚生年金保険・国民年金事業の概況」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/gaikyo/> 2014/10/25 取得
- ・総務省統計局 (2006) 「人口推計 長期時系列データ」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001010879> 2014/10/9 取得
- ・総務省統計局 (2007) 「人口推計 長期時系列データ」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001026128> 2014/10/9 取得
- ・総務省統計局 (2008) 「人口推計 長期時系列データ」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001054002> 2014/10/9 取得
- ・総務省統計局 (2009) 「人口推計 長期時系列データ」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001063433> 2014/10/9 取得
- ・総務省統計局 (2010) 「人口推計 長期時系列データ」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084274> 2014/10/9 取得
- ・宮城県警察 (2006) 「犯罪統計書」
- ・宮城県警察 (2007) 「犯罪統計書」
- ・宮城県警察 (2008) 「犯罪統計書」
- ・宮城県警察 (2009) 「犯罪統計書」
- ・宮城県警察 (2010) 「犯罪統計書」
- ・福井県警察 (2006) 「犯罪統計書」
- ・福井県警察 (2007) 「犯罪統計書」
- ・福井県警察 (2008) 「犯罪統計書」
- ・福井県警察 (2009) 「犯罪統計書」
- ・福井県警察 (2010) 「犯罪統計書」
- ・三重県警察 (2006) 「犯罪統計書」
- ・三重県警察 (2007) 「犯罪統計書」
- ・三重県警察 (2008) 「犯罪統計書」
- ・三重県警察 (2009) 「犯罪統計書」
- ・三重県警察 (2010) 「犯罪統計書」
- ・徳島県警察 (2006) 「徳島の犯罪」
- ・徳島県警察 (2007) 「徳島の犯罪」
- ・徳島県警察 (2008) 「徳島の犯罪」
- ・徳島県警察 (2009) 「徳島の犯罪」
- ・徳島県警察 (2010) 「徳島の犯罪」
- ・大阪県総務部統計課 「平成 19 年度大阪府統計年鑑」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/tn2007-21xls.html> 2014/10/14 取得
- ・大阪県総務部統計課 「平成 20 年度大阪府統計年鑑」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/tn2008-21xls.html> 2014/10/14 取得
- ・大阪県総務部統計課 「平成 21 年度大阪府統計年鑑」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/nenkan-21xls.html> 2014/10/14 取得
- ・大阪県総務部統計課 「平成 22 年度大阪府統計年鑑」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/tn10-21xls.html> 2014/10/14 取得
- ・大阪県総務部統計課 「平成 23 年度大阪府統計年鑑」
<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/nenkan/tn2011-21xls.html> 2014/10/14 取得
- ・沖縄県企画部統計課 管理資料班 「平成 20 年度版沖縄県統計年鑑」
<http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook51.html> 2014/10/10 取得

- ・ 沖縄県企画部統計課 管理資料班 「平成 21 年度版沖縄県統計年鑑」
<http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook52.html> 2014/10/10 取得
- ・ 沖縄県企画部統計課 管理資料班 「平成 22 年度版沖縄県統計年鑑」
<http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook53.html> 2014/10/10 取得
- ・ 沖縄県企画部統計課 管理資料班 「平成 23 年度版沖縄県統計年鑑」
<http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/yearbook/yearbook54.html> 2014/10/10 取得
- ・ 内閣府 (平成 20 年度) 「高齢者の地域社会への参加に関する意識調査」
http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2008/zenbun/20pdf_index.html
 2014/10/27 取得
- ・ 福生市役所 (2006) 「地域コミュニティ(町会・自治会活動等)に関するアンケート調査報告書」
<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/community/m1cpmb0000002uht.html>
 2014/10/27 取得
- ・ 東京大学高齢社会総合研究機構 (2014) 「高齢者の社会参加の実態とニーズを踏まえた社会参加促進策の開発と社会参加効果の実証に関する調査研究事業報告書」
<http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/research/data> 2014/10/27 取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 9 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060212> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 10 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060203> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 11 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060194> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 12 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060156> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 13 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060147> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 14 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060138> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 15 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060129> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 16 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060120> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 17 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060111> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 18 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060102> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 19 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001060088> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 20 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001059922> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 21 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001068635> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 22 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001084591> 2014/11/14 データ取得
- ・ 厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 23 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001105890> 2014/11/14 データ取得

- ・厚生労働省大臣官房統計情報部 「平成 24 年度社会福祉行政業務報告」
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001114913> 2014/11/14 データ取得
- ・武蔵野市 HP (平成 24 年度) 「基礎調査から見える武蔵野市のコミュニティの現状と課題」
http://www.city.musashino.lg.jp/sesaku_keikaku/kankyoseikatsubu/015740.html
2014/11/4 2014/11/4 データ取得

資料の写しを郵送もしくはメールにより取得

- ・山形県警察 2014/9/22 取得
- ・茨城県警察 2014/10/20 取得
- ・栃木県警察 2014/10/23 取得
- ・群馬県警察 2014/10/17 取得
- ・埼玉県警察 2014/10/16 取得
- ・山梨県警察 2014/9/22 取得
- ・長野県警察 2014/10/19 取得
- ・滋賀県警察 2014/10/22 取得
- ・奈良県警察 2014/10/23 取得
- ・和歌山県警察 2014/10/27 取得
- ・鳥取県警察 2014/10/16 取得
- ・岡山県警察 2014/10/18 取得
- ・山口県警察 2014/10/25 取得
- ・愛媛県警察 2014/10/20 取得
- ・高知県警察 2014/10/19 取得
- ・福岡県警察 2014/10/24 取得
- ・佐賀県警察 2014/10/26 取得
- ・長崎県警察 2014/10/26 取得
- ・新潟県警察 2014/10/26 取得
- ・大分県警察 2014/10/19 取得
- ・宮崎県警察 2014/10/20 取得
- ・鹿児島県警察 2014/10/20 取得